

宜 議 第 5 8 4 号  
令 和 2 年 3 月 2 6 日

議 長  
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会  
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て ( 報 告 )

第 4 2 5 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し  
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、  
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 2 年 3 月 4 日	令 和 2 年 3 月 4 日	議 案 第 2 9 号、議 案 第 2 6 号、議 案 第 2 7 号、議 案 第 2 8 号、議 案 第 3 号、議 案 第 6 号
令 和 2 年 3 月 5 日	令 和 2 年 3 月 5 日	請 願 第 6 号、議 案 第 9 号、議 案 第 1 0 号、議 案 第 1 3 号、 議 案 第 1 4 号、議 案 第 1 5 号、議 案 第 2 2 号
令 和 2 年 3 月 6 日	令 和 2 年 3 月 6 日	陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号、議 案 第 2 2 号、議 案 第 3 号、議 案 第 6 号、議 案 第 9 号、議 案 第 1 0 号、議 案 第 1 3 号、議 案 第 1 4 号、議 案 第 1 5 号、 議 案 第 2 6 号、議 案 第 2 7 号、議 案 第 2 8 号、議 案 第 2 9 号、請 願 第 6 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号、陳 情 第 3 1 号
会 議 日 数 3 日 間		

## 2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第3号		令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第6号		令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第9号		令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第10号		令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第13号		令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第14号		令和2年度宜野湾市水道事業会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第15号		令和2年度宜野湾市下水道事業会計予算	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第22号		宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
議案第26号		令和2年度西普天間住宅地区造成工事(3工区)請負契約について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	同意
議案第27号		令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)請負契約について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	同意
議案第28号		令和2年度西普天間住宅地区造成工事(2工区)請負契約について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	同意
議案第29号		市道の認定について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案決可
請願第6号		宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続審査

陳 情 第 9 号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業 拡大実施に関する陳情	平成 30 年 12 月 6 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 1 5 号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 元 年 6 月 10 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 1 号	公営住宅の入居に保証人を不要とする 条例改正等を求める陳情	令 和 2 年 3 月 3 日	—	継 続 審 査

# 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年3月4日（水） 1日目

午前10時02分 開会

午後 3時34分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸

○欠席委員（1名）

委員	真喜志 晃一
----	--------

○説明員（11名）

建設部長	新垣 勉
土木課長 土木二係長	武島 祐文
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
総務部長	泉川 幹夫
契約検査課 契約係長	松川 奈津子

土木課 土木管理係長	喜納 理
市街地整備課 課長	比嘉 徹
市街地整備課 工事係長	上原 力
市街地整備課 主査	ウィリアムス 千景
契約検査課 課長	高江洲 強

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第29号 市道の認定について
- (2) 議案第26号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（3工区）請負契約について
- (3) 議案第27号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（1工区）請負契約について
- (4) 議案第28号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）請負契約について
- (5) 議案第 3号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- (6) 議案第 6号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

## 第425回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年3月4日（水）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時02分）

### 【議題】

#### 議案第29号 市道の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第29号 市道の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時05分）※現場視察を行う。

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時35分）

---

### 【議題】

#### 議案第29号 市道の認定について

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 周辺まちづくり事業のこの普天間1区とあと真栄原の件でちょっとお願いしたいのですが、周辺まちづくり事業ということは、この周辺というのは基地周辺まちづくりということで、例えば真栄原の場合も、この交流拠点施設をつくるためにそういった市道認定が必要だということで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この周辺というのは基地の周辺ということでおっしゃるとおりでございます。このまちづくり事業を進める中で、先ほど現場でも説明しているのですが、県道34号線から交流拠点施設まで、交通量が増えるということがありますので、この拠点施設をつくるためにはそこを市道認定して道路として整備していく必要があるということでございます。

- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 ということは、例えば普天間で用地買収、この立ち退き料とか、あるいは道の買上げとか、こういうのもこのまちづくり事業の財源は防衛予算でということと理解してよろしいのですか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 これも先ほど現場のほうで説明しているのですが、普天間はまちづくり事業で1本になるのですけれども、市道真栄原54号については、民生安定施設整備道路事業であるということ、周辺の道路については、まちづくり事業の一つとして進めていく。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 55号は。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 55号もです。
- 宮城司 委員 ということは、だから防衛予算でこれが全部できていくということと理解してよろしいわけですか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 そのとおりでございます。
- 宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。  
宮城司委員。
- 宮城司 委員 今言う立ち退きという予算というのは、総額でどれぐらいになるのかというのは出ているのでしょうか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 このまちづくり事業については、企画部のほうで予算化しているものですから、ちょっと手元のほうに資料を持っていないので、総事業費については資料としては手持ちにございません。  
道路については総事業費が真栄原54号は7.5億円という概算です。このまちづくり事業全体の予算としては、こちらのほうでは把握しておりません。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 54号が。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 54号が7.5億円。ここは建設部のほうで予算化している部分ですから、そこは把握できているのですけれども、真栄原とか普天間の全体的な事業費というのは、手持ち資料として持ってないということです。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 立ち退きとかそういうのは建設部の範疇ではないということか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そうです。予算的には企画部のほうで予算化しています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 我如古線についてちょっと、先ほど視察の中で、既にできている道路で、これはいつ市道認定してもいいみたいな説明あったのですけれども、この道路はいつできたのか。そして、この市道認定されるまでの間は、例えば固定資産税とか、そこら辺はどうなっているのかというのをちょっと説明してもらいたいのですが。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 道路としては整備されていません。区画整理事業としてですね。道路としての現況がありませんので、固定資産税とかそういうのはありません。あと、我如古40号、41号は、平成28年度繰越しと平成29年度繰越しでできていると、我如古42号については平成30年度の繰越し事業ということで、平成30年度で完了ということですよ。

その都度、本来やっていく必要があると思うのですけれども、ただ何路線も区画整理事業のほうにあるものですから、毎回やるという形をとるよりは、ある程度できてまとめたほうがいいのかというふうに判断して、今回3路線まとめてあるということですよ。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 我如古ですと、区画整理内ではまだ認定されていない市道も多々あるというのは理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 一部できているところもあるのですけれども、起点・終点がまだ終わっていないとか、そういったのがあるものですから、ある程度、もう起点・終点ができてからやるところがありますので、やっぱりまだ市道認定されていないところはあります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 真栄原55号についてちょっとお伺いしたいのですけれども、幅員が6メートルということで、ぐるっと1周回するような感じで470メートルということなのですか。この道路は歩道とかそういうのは整備予定入っているのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 真栄原55号については歩道なしで、54号は片側歩道になっています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。



- 伊佐哲雄 委員 交流拠点施設ということで、具体的にはまだ用途というのは決まっていなかったのですか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 嘉数にある保健相談センターとか、あと社協ですか、そういった施設が来る予定なのです。
- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 そういったいわゆる健康拠点と言っていいかわかりませんが、地域の皆様方の健康増進ということを考えたときに、これ1周470メートルというのは、割かしウォーキングコースになるのかなと、近くに比屋良川公園はあることはあるのですが、やっぱり右側に、すぐそこに静かな環境の中で、朝ウォーキングができる環境であれば、市民の皆様方の健康増進というふうなことを考えるときに有効かと思うのですけれども、今歩道がないというふうなことでありますけれども、それはどうしてそういう設計になったのか説明願えますか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 ここは、県道34号線から施設までは歩道があります。その周辺については、この施設敷地内はかなり広いスペースになっておりますので、歩道をつくって、ここを散策という形ではちょっと計画しておりません。中のほうで十分スペースとしては歩けるスペースがあるというふうに考えておりますので、交通上も、駐車場も設けておりますので、施設の中では、だからここは交通量が、全部が全部1周するという形にはならないと思うのですけれども、駐車場も現在、先ほど一部外れているところがございましたが、その反対側の配置で一応計画していますので、車がそこまで行くことはないだろうというふうに考えております。道路を大きくする必要性が実際はないだろうというふうに考えております。
- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 要は、さっきウォーキングという話をしましたけれども、車と人が同じ道を通行するというのは、やっぱりそれなりの危険が伴うわけです。今、施設の中とおっしゃいましたけれども、施設の中に朝早く人が入って、そこで運動するとかというのは多分できないのかなと思うのですけれども、要はどうせつくるのだから、1メートルでも2メートルでも人が安全に歩行できる、470メートルの外周があるというのがちょっと魅力に感じていて、であれば、その設計の段階からそういった健康ということをキーワードで考えたときには、これは有効に活用できるのではないかなというふうに、多分市民もそう思うと思うのです。その辺のところをどうしてそこまで、費用的にそんなに大きな費用にはならないのではないかなと思うのですけれども、

今、次長がおっしゃっているのは、車の交通量少ないから、それは人が歩いていても差し支えないものだよというような考えなのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 交通量が少ないということではなくて、この施設の周辺で十分車と歩行者はもう分けられるというふうに一応考えておりますので、あえて拡幅して道路をつくるというよりは、費用も考えると、そこは6メートルあれば、車の処理は十分だというふうに考えています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の話もちょっと聞きながら、僕先ほど現場で見てきたのですが、確かに外周がウォーキングコースという考え方もできるのですが、あのイメージパースがあれば、少しまたイメージもしやすくなるのかなと思うので、これもまた普天間のものと同様に、イメージパースを頂きたいなというのと、あとこの普天間の市道認定なのですが、なぜこれを市道認定しなければならないのかという理由を教えてくださいなと思います。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 道路を市道認定することによって、税控除とかの法的根拠になるということで、市道認定することと、あとこの真栄原のイメージパースなのですが、これは周辺まちづくりの実施計画の概要版なのですが、恐らく資料としてはあったと思うのですが、こういった形で、ちょっと小さいのですが、緑の配置されているイメージはありますので、これぐらいしか手元にはないのですが、企画部のほうにちょっと確認して、もしパースがあるのであれば提供したいと思います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほどの現場に貼られていたイメージパースはないのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 あれは多分企画部がやっていると思いますので、データとしてあるかどうか確認してみます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 向こうにはこれが貼られていました、普天間には。真栄原の現場に貼られていたものが、こういう同じような感じだったので、見やすいかなと。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 実は、僕らもあっちに貼られているのが分からなくて、あれば向こうで説明すればよかったかなと思ったのですが、

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

- 濱元朝晴 委員 1点だけ、先ほどの佐真下の区画整理地を見て、その我如古41号線の延長を見たのですが、我如古40号の延長が30メートルあります。その場合の前、後ろまで認定するときに、短い距離は何かUターンするような回転広場とかありましたが、そこはつくらないでいいのか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 幅員が6メートル以上あれば、回転広場とかは必要ありません。
- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 すみません。もう一つ私、真栄原54号で8条、民生安定施設整備補助を使っただけの立ち退きだったりというようなところ、財源も含まれていますよね。では、この普天間のほうでは、なぜ8条、民生安定施設整備補助を使わずに、周辺まちづくり事業費としてやっているのか、ここの市道認定は8条、民生安定施設整備を使えなかったのかなという、その違いを教えてください。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 54号については、避難路としての補助採択要件を満たしているという形になります。周辺については、そこが要件としては合致しないという中で、まちづくり事業のほうで進めたほうが良いということになりました。
- 宮城克 委員長 濱元朝晴委員。
- 濱元朝晴 委員 先ほどの我如古40号が行き止まりではなくて、その先の終点がありますよね。その後は、何か市の道路になっているのですか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 この一帯をちょっと区画整理地区外の開発で整備されている道路となっていて、市道認定はされていません。
- 宮城克 委員長 濱元朝晴委員。
- 濱元朝晴 委員 というと、今から市道認定やるということで理解してよろしいですか。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 開発道路の場合は、本来は市に無償譲渡で移管するとか、そういった手続が必要なのですけれども、昔のものであり、そういった手続がされていないところもあって、そういった場合は、市のほうでは管理できないものですから、市道認定はしていないという形になります。
- 先ほどの真栄原もそういう形で、道路としては開発でやっているのですけれども、当時、市道認定をされていないものですから、今回市道認定をして整備するということです。
- 宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。
- 宮城司委員。

○宮城司 委員 今の我如古40号の回転道路にしなくていいというのは、6メートルだからやらないという答弁なのだけれども、これは要はつながっているからやらなくていいのではないのか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 道路としては現況としてはありますけれども、本来もし行き止まりだったら、回転広場必要かといったら、6メートルあれば必要ないということですよ。

○宮城克 委員長 審査中の議案第29号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時00分)

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時00分)

#### ◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時02分)

これより午後の会議を進めてまいります。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時02分) ※一括審議について

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時02分) 諮る

---

#### 【議題】

議案第26号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(3工区)請負契約について

議案第27号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)請負契約について

議案第28号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(2工区)請負契約について

○宮城克 委員長 議案第26号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（3工区）請負契約について、議案第27号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（1工区）請負契約について、議案第28号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（工区）請負契約について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、この3件について説明いただきたいと思います。総務部次長。

（執行部説明省略）

○宮城克 委員長 ありがとうございました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時12分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時12分）

---

○宮城克 委員長 質疑があれば、委員の皆さん、挙手にてよろしくお願ひします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 一括して審議入ったわけですがけれども、請負契約金額で見ると、3工区出そろって、1工区、2工区合わせた金額は大きいものになっておりますけれども、この1、2、3別々に請負契約をするそもそもの理由をお答えいただけますか。まとめてやるというような方法もあると思うのですけれども、分けてやるというふうな理由が多分あると思うのですけれども、御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今の御質疑についてお答えします。本来なら、おっしゃるように1工区で発注してもよいのですけれども、何せ全社に、宜野湾市の企業のために入札の回数を増やすという意味合いから、今回の大きな、約10億円の事業を3工区に分けて、その3工区の中で区分割は若干額が大きめとというのは、ちょっと作業の観点から線引きした際の価格となっております。そういう観点から、今回、Aランク12社とBランク12社の24社の構成員でもって、それで3工区に分けた発注の経緯がございます。以上が説明となります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは、これまでも事業所の育成ですか、多くの企業に、あるいはJVにそういった仕事が回るようにということで、それは評価したいと思います。

これは、当然今までも過去の歴史の中でやってきたことかというようなことについてお伺いしたい。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回、土木工事では多分恐らくこれが初めてです。本来、建築関係だと、今言った構成員とか含めた形、今西普天間住宅地区とか、そういった規模の大きい委託等も含めて、そういった今、JV方式で入札に取りかかっている状況でございます。以上が内容でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 造成工事というか、例えば想像するに、土地がでこぼこになっているのを例えば平たんにしたりと、そういったことなのかと思っておりますけれども、ちょっと特徴的なところを含めて御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回は、おっしゃられるように、西普天間住宅地区の沖縄健康医療拠点、今資料をお渡ししている琉大予定地区に、令和2年12月に琉大建設の着手予定がございまして、先にこの部分の切り土を掘削する形で、土工事で、大体平均5メートルほどの掘削を行って、その掘削をやりつつ、また盛土をしながらの土工工事の内容になっております。

この土工工事する際には、工種として、まず赤土対策工事ということで池をつくります。掘削してですね。その池をつくった上で、切り土の土工事に入っていく形で、全てこの工種に関しては、土の切り土、盛土の事業となります。

○宮城克 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 先ほど3つに分けることで多くの業者さんにこの宜野湾市の工事に入ってもらいたいということなのですが、3工区が1工区と2工区の約倍あるではないですか、なぜ3工区がこのエリアなのか、それをまた半分に割って4工区にしなかったのか。もしくはこの3工区でまとめてやらなければならない理由があったのか伺いたい。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来、実質は、今3工区の規模の範囲と、建物の建築着手、琉大の建築着手予定のエリアの区分分けによって、そこを重点的に線引きを入れながらの工区分けという形になっているのが現状です。

基本的に、この3工区もしくは5工区がいいのではないかという形になると、どうしても相当の重機とダンプ等があるものですから、その最小限の区分分けで安全を守りつつということでの3工区がベターという形の考え方により、今回の3工区分けで発注している状況でございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の3工区に一応分かれているということでお聞きしましたが、入札の方法として、今見たら、3工区から先にやって、次は1工区、

2工区という形で見積りしたのか、それを一応確認したい。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、今回の3工区については、宜野湾市競争入札取り抜け方式の要綱のほうを活用しています。設計金額が高い順に入札を行っております。初めに、この5億円余りのあった3工区から入札を行って、その次に1工区2億4,050万円、最後に2工区の2億1,000万円、その順番で入札を行っております。以上です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 それによって3工区は沢建設が落札して、次に入札するときには、落札したところは参加しないという形で考えていますか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 委員がおっしゃるとおり、要綱の中で、先に落札した業者は失格となっております。この議案書にあるように、49ページとか、下から2番目の沢建設・新洋重機で、そこは先に落札をしたために失格になっております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 それからしたら、2工区はもう2社失格ということよろしいということで一応伺いました。

それと、入札した金額のほうは最低制限価格とほとんど近いのですが、その辺を素人から見たら、すごい値段が近いかなと、そういうふうに思いますが、その辺はどんな感じですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回、先ほどの説明の中でありましたように、特に工種自体が本来重機ダンプ運搬という形の観点から、やっぱり業者としては競争した経緯が見えます。そういう形でやっぱりこういった大規模な土いじりの場合には、そういった利益等も含めてという形から、競争性を持つこの工事発注だと認識しております。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 あと、もう一点、資料の44ページのほう、無効となっているのが2社ございます。こちらについては、最低制限を下回ったため、失格になっておりますので、それを省いた次の業者が落札となっております。

以上です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 工区のことはこの図で分かりました。本工事をするために、道というか、道路が必要だと思いますが、これはもうできているのですか。この工事するためには差し支えないのですか。そこまでに、工事現場に行く

道というか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には、今現在、これは将来、区画整理の道路を描いています。今回、作業する際は、もちろん県道から入るとい、このエリア内で掘削をしながら仮設の道路的扱いで使いながら、施工を行っていく状況で、現時点では、道路という道路の形はございません。あくまでもこのエリアに土を落として、盛土をしながらという形での今回の造成工事となっております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 54ページかな、今回入札された企業なのですけれども、光南建設さん、それから川橋建設さん、それから海邦造園さんが入っているのですが、これ造園関係の工事も入っているのですか、2工区は。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 これに関しては、海邦造園さんは、名前はあくまでも造園なのですけれども、土木一式工事の登録がされております。その中での今Aランク、Bランクの中で、海邦造園さんはBランクの中に登録されておりますので、その中での一応構成員で落札したという形になっています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この3工区、同日に入札されているのですけれども、時間見て、高い順から1時間置きに9時、10時、11時ということで入札日時なっているのですけれども、この参加される、入札される企業さんは、一番最初の入札が一番高い工事、2番目のものが、その順になっているものを把握した上でこの入札がされたのか、お聞かせください。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 委員がおっしゃるように、今の本市の競争入札の取り抜け方式の要綱がございます。こちらのほうも公表のほうはしておりますので、その方にもまず高い順から入札を行う旨はお伝えをしておりますので、当然それは把握のほうはしていると思います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この入札の仕方なのですけれども、まず最初に、3工区をやる際に、3工区のことを、入札額を書いて入札して、それが終わった後に1工区のことをまた入札してとやったのですか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 委員がおっしゃるとおり、まずは1件1件入札して、落札者が決定して、その失格ありますので、その業者は除いて、また時間どおりにまた順次行っております。



- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 だとしたら、1工区、2番目の入札が終了した段階で、予定価格が2億1,900万円、最低制限価格が2億180万円となっているのですけれども、3番目の入札に、この2番目の価格よりも上回った額で入札している2億490万円とあるのですけれども、この企業体は、その高い順番になるとかと、要綱を先ほど公表しているとは言っていたのですけれども、それを把握せずにされたのか。それとも前もってもうこの額で行くよということが決まっているからやったのかという、その辺ちょっと、細かいですけれども、教えてください。
- 宮城克 委員長 契約検査課長。
- 契約検査課長 委員がおっしゃっているのは、2工区の丸内のほう。
- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 そうです。
- 宮城克 委員長 契約検査課長。
- 契約検査課長 金額のほうも高いもので、多分、予測ですが、その企業さんは取る意思がなかったのかなというふうには推測します。
- 又吉亮 委員 そうです。
- 又吉亮 委員 分かりました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時25分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時30分）

---

○宮城克 委員長 質疑はもう十分やったと思いますので、そのまま進めましょう。

では、審査中の議案第26号、議案第27号及び議案第28号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時31分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時35分）

---

## 【議題】

議案第3号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第3号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうをよろしくお願ひします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてよろしくお願ひします。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほど工事場所の地中から廃棄物が、6か所の地中から出て遅れたとのことだが、どういうふうな感じだったか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは廃棄物とがらということなのですけれども、タイヤがらとかコンクリートがら、あるいはまた大きな庭石等、そういったがらが掘削をすると出てきている状況がありまして、これは現時点でも掘りながら、土を入れ替えての造成という形で、今進捗を図っている状況でございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 そういふのが出たということは、前もって分からなくて、工事始めてから分かったということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 どうしても擁壁工事とか、現場を着手する際に、掘削するところいったがらが出てきた経緯がございます。その意味で、このエリアだけではなく、宅地をきれいにして、一応権利者へ返すというのが区画整理事業の趣旨になっているものですから、その範囲を調査する意味で、今現在進行している状況でございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今のこの場所がピンポイントでどこかと今ちょっとよく分からないのですけれども、今言うタイヤが出てきたとか、コンクリートが出てきたということを聞いたときに、昔、そういう事業所が多分あったかと、早い話が自動車学校があったのだけれども、この場所かどうか分かりませんよ。タイヤってそんなにあちこちから出てくるようなものではないとは思っています。もしかしたらそういうような影響が、別に責任云々ではなくて、かつてそういうような使い方がされていたところなのかなということをお願ひします。

とちらっと思ったものですから、その辺の情報とかというのはありますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、お手元にある令和2年2月末時点での工事の図の色塗りのほうで、おっしゃるように、ブルーで塗られているエリアがある程度、その部分を掘削すると、そういったタイヤがらとか、今言ったコンクリ等が一応出ている状況です。深さ的には2メートルぐらいまではそういったがら等がありまして、その部分を掘削して、一応撤去している状況がございません。

特にタイヤが相当あるわけではなくて、そういった一部分にタイヤとか、そういったがら等が含まれているという形です。

(「どの辺」という者あり)

○市街地整備課長 その上のほうに道路があるのが沖国大になります。このほうに、これの上のほうはアパートでラーメン屋さんがある。あれの隣の裏側という形になります。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ちょっと補足なのですけれども、この原因については、こちらでは把握できておりません。

(「どのくらいの量」という者あり)

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、10トンの20台ぐらい。というのは、土みたいに積み込みが密にできない分、そういったがらの大きさをそのまま搬出しながら処理している状況です。

実際、先ほど言った玉石とか、そういった石は無料で処分できるものですから、その廃材がらとか、そのためには、やっぱり搬出が、処分しないとちょっと費用が見えない部分があって、それが決まり次第、契約等含めて予算の執行を図るという形になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 こっちはもともと、今区画整理しているのですけれども、もともと土地の地主というのがいると思うのですが、そういったのをやっぱり区画整理していく中で、市が負担していかないといけないのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来、基本的には、この今換地でもらう場所が本人が現地換地であれば、そこまでは事業としてはやらないのですけれども、何せこの土地はもともとの地主がいて、そこから換地で、飛び換地という形で、ほかの方が来る形になっています。そういった経緯もあって、実質造成して引き渡しする際には、そういった面も含めて事業の中で処理をしないといけな

いという形の中から、事業費の分で一応処分という形になっています。

恐らく地主さんに聞いても分からないという形になってくるかとは思うのですけれども、そういった観点を含めて、今のところは整備して早期引き渡しを目標としているものですから、そういった形での手続上、事業でやらないといけないという観点から今着手している状況でございます。

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

---

## 【議題】

議案第6号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第6号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうをお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○宮城克 委員長 ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてよろしくをお願いします。

上里広幸委員。

○上里広幸 委員 歳出のほうなのですけれども、7ページです。1款1項2目の建設事業費の跡地利用推進交付金の減額理由を教えてください。7ページです。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1款1項2目の説明欄01の863万円の減についてなのですが、この減額理由といたしまして、グランドデザインという内閣府予算があるので、その予算の中で不動産鑑定予算と地下空洞調査業務予算ということで交付申請を当初予定しておりました。その中で、今回、この空洞調

査業務委託に関しては、ちょっと補助対象外と、ある意味区画整理事業の中での補助対象の業務ということから、今回このグランドデザインの補助が減になっている状況で、今回、この執行、交付決定を受けているものに対しては不動産鑑定料を頂いて執行している状況でございます。以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、空洞調査とおっしゃいましたか。説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間住宅地区の中には、やっぱりいろいろ事業での水と緑という形を掲げております。地下水等含めて、また文化財等含めた形の地下の空洞の調査という形で業務委託を、これは次年度の令和3年度を予定しているのですけれども……

(「令和2年度」という者あり)

○市街地整備課長 令和2年度の事業費を組んで委託調査を行う予定となっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要は、地下に空洞になっているような部分がある。これは、その後の、例えば建物を建てる際の強度に影響するとかというふうなところの中で、前もって調べているところが、建築物の設計の段階で役立つだろうというふうなことでの考えでよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういった観点から一応予算を調査含めた形で、ある程度また水脈等も分かるのであれば、そういった水質の水脈等もデータを採用する形で、そういった中身で委託を発注するという考えをしております。

○宮城克 委員長 ほかにございせんか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 さっき補助金の減額があったと、内示ですけれども、それについての理由というのは多分示せないのかなと思いますけれども、全般的に補助金って当初見込みよりほとんどの事業で減額されているというふうなのが、それが多分多いのだろうと思っておりますが、減額される背景というか、原因というのがもし分かれば、ちょっと御説明をお願いできますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来、実質市の予算の積み上げの時期等にもよるものですがけれども、本来そういった形で前年度の10月とかに積算しつつ、次年度の予算要求という形でやります。実質、その進捗を図りながら、国と詰める中で、本来この業務自体を取りやめたいとか、そういったので調整が入っていく形になります。そういった形からある意味、交付申請は先ほど言った不動産鑑定だけの申請をするとか、そういった中身も含めて減額理由という形で本来

はなってきます。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 これは、ちょっと補足なのですけれども、恐らく伊佐委員がおっしゃっているのは、一括交付金の減額と同様な意味ですかということだと思いののですけれども、ここについては、また補助メニューがちょっと違いまして、これは特定事業推進費補助金という名目がついて、元の拠点返還の補助事業となります。これは、今減額しているのは、この委託料を予定していたのだけれども、これは補助金の対象ではないから、もう今回はやりませんよということでの減額ですので、あれみたいに切られたというわけではなく、あれは県のほうで内示出したりしますけれども、今回は、この委託はこの補助メニューではできないので、区画整理事業としてやってくださいということで、補助メニューから抜いて、本来の補助対象である委託料を計上したものですから、そこが減額になっているという形になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今の説明で、地下調査というのは、グランドデザインには入らないよという国の考え方で交付金から外されたということで理解しているのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来、ハード交付金の中で、事業ができる分はその事業の中で業務委託をなさよという形になっています。今回、この地下空洞調査、区画整理事業の中の補助対象になる業務委託という観点から、そこで補助金をもらって調査なさよということになります。この区画整理事業のハードで見られない分をこのソフト事業とか、内閣府予算は手だてしますよというのが順番がある形になっています。今回は、区画整理事業の委託費の中で見られる調査業務になっているので、これは今言う内閣府予算のグランドデザインという予算では、ハードで見られているので、これでは見てはいけませんよということの線引きになっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 こういった事業の選定というのは、例えばグランドデザインの中では地下空洞調査というのは重要というところ、例えばやる前に、こういったのにはこれを使うとかというのを把握していると思うのです。それで、その指針によって進められているので、指針というのかな、進めていると思うのだけれども、そうではないのかな。

例えば今のグランドデザインというのは、こんな事業は大丈夫というのはないのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 委員おっしゃるように、本来区画整理事業の調査費の中でどの程度、こういった業務まで見られるかというのが本来研究すべき場所ではあったのですけれども、今回、グランドデザインの中に不動産鑑定手数料というのはもちろんハードでは見られない委託となっているものですから、そこはグランドデザインで見まじょうと、そういう流れで進んだ経緯があって、そこに今、地下空洞調査が見られるのかなということで予算を当初、市の予算自体は上げていました。ただ、そういった整理をしていく中に、交付申請時期に、やっぱりこれは区画整理調査費の中で見られるという観点から、今回のグランドデザインの補助金申請からは抜いて、この不動産鑑定手数料の業務委託だけが交付決定という形のスケジュールになっている状況です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この地下水系のこういった調査というのは今までやってきていますよね。それが今言うこのグランドデザインというか、最初の段階の中でできなくて、次の区画整理のハードのところかなというのが出ているのが、ちょっとあまりよく理解できないのだけれども。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そもそも区画整理事業がハード事業に上がるのが事業認可をした後であれば、そういった委託費がつきますよと、事業認可をしないままでは何ら補助手だてがないと、部分に関してこういったグランドデザインとか、いろんなハードではなくてソフトとか、そういった予算を手だてしながら一応執行している状況でございます。

今回、西普天間住宅地区は事業認可を受けて、区画整理事業で施行しますという認可を取ったものですから、その認可の中で補助メニューの中にそういった区画整理事業の調査委託費に項目があるものですから、そこで一応執行していくという形でなっています。

区画整理事業外であれば、今言ったほかの補助金とかを活用しながらやっていく形になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、先ほど造成工事の話がありましたが、造成工事をやる前に、そういった地下空洞調査とかというのは入ってこないという、順番的に言えば、となってくるのか、この前、後ろで言えば。

○宮城克 委員長 計画係長。

○計画係長 補足なのですけれども、補助金、交付金って西普天間住宅地区は2種類あって、1つは、旧の跡地利用推進交付金、区画整理の補助金と2つあるのです。もともとは、この旧の跡地利用推進交付金で計上できるかなと調整したのですけれども、この地下空洞調査がそもそも区画整理の工事に必

要な調査なので、区画整理の補助金で見るとはいいかという議論になって、その結果、跡地利用推進交付金ではちょっと計上できないので、令和2年の区画整理の補助金でちょっと入れ直せということで今回減額になっております。その違いです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今言う造成との補助は。

○宮城克 委員長 計画係長。

○計画係長 琉大の造成工事の箇所は、支障除去措置のときに大分掘り込んでいるので、もう空洞がないだろうという判断で、ここは要らないなとなったのでけれども、その周辺の住宅地はそこまでは掘り込んでなかったもので、ここは地下空洞調査を念のため入れたほうがいいのではないかということで、令和2年に調査入れて、令和3年度以降の造成工事に反映させていく、そういった観点です。

○宮城克 委員長 それでは、審査中の議案第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時29分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時32分)

---

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は3月5日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時34分)



# 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年3月5日（木） 2日目

午前10時05分 開議  
午後 3時49分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸
委員	伊佐 哲雄

○欠席委員（0名）

○参考人（7名）

参考人	高橋 年男
参考人	真壁 朝昭
参考人	宮城 善光
参考人	浜田 玲子

参考人	赤嶺 和伸
参考人	伊佐 笑子
参考人	呉屋 初子

○説明員（14名）

建設部長	新垣 勉
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
上下水道局長	石川 康成
水道施設課 課長	高宮城 淳
総務企画課 経理係長	喜友名 達矢
市民課 課長	野村 斉

市街地整備課 課長	比嘉 徹
市街地整備課 工事係長	上原 力
市街地整備課 主査	ウィリアムス 千景
総務企画課 課長	與那原 類
下水道施設課 課長	呉屋 武
市民経済部 次長	伊佐 英明
市民課 記録係長	比嘉 祐子

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (2) 議案第 9 号 令和 2 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (3) 議案第 10 号 令和 2 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (4) 議案第 13 号 令和 2 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (5) 議案第 14 号 令和 2 年度宜野湾市水道事業会計予算
- (6) 議案第 15 号 令和 2 年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (7) 議案第 22 号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

## 第425回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年3月5日（木）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時05分）

### 【議題】

#### 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○宮城克 委員長 参考人の出席要請についてお諮りをいたします。

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時08分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時08分）

---

○宮城克 委員長 これより請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

本件の参考人として、飲み水の安全を求める宜野湾市民有志の会より、高橋年男さん外6名に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。

本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。早速本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いします。

それでは、御発言をお願いします。

○高橋年男 参考人 おはようございます。佐真下に住んでおります高橋年男と申します。一応この会の取りまとめというか、連絡係みたいなことをさせていただいております。よろしく申し上げます。

来ている会のメンバーですが、赤嶺和伸さん、それから真壁朝昭さん、呉

屋初子さん、宮城善光さん、伊佐笑子、浜田玲子さん、以上の7名で参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

請願の趣旨は、1枚の請願書で趣旨も以前から伝わっていると存じますので、この請願の下のほうの1、2、3というところだけ読み上げさせていただきます。

今、有機フッ素化合物が水道水に混入している問題、どれほど混入があるのかという事実をやっぱりきちんと把握するためにも、水質検査の実施をぜひ実現していただきたい。

それから、2番目は、私たち自身、議員の皆さんもそうですが、自分たちが今どういう有機フッ素化合物によって被害が及ぶのかどうか、それを事実を事実として知るためにも、血中濃度の測定というのを、今PCRの検査なども保険でできるように、新型コロナのことで伝えられていますが、そういう形で自分たち自身の健康を自分たち自身が今は分からない状況だと思うのです。去年京都大学の小泉先生たちが調査したときに、日本全体の血中濃度に比べて、大山の方たちの飲んでる水の影響が大きくて、血中濃度が4倍以上もあるということが指摘をされ、血液検査を受けたおじいちゃんが、自分の孫たちにもこの水道水飲ませられない、赤ちゃんのミルクもこれではつくれないという不安が出ていますので、ぜひ自分たち自身の命を守るための血液の検査、測定を実現していただきたいと思います。

あわせて、水から作物が吸収をする有機フッ素化合物も、今日の配付資料の中に新聞記事としてお示しをしていますように、調査をしないと本当は危ないですよということを研究者の方が言われています。

3番目として、汚染源がどこなのか、それもほぼ普天間基地の中で消火訓練をしているファイアピットというところがあるのですけれども、そこが一番汚染がひどくて、それから真下のほうに、西側の階段のほうへ流れていく途中のチューナーガーとかヒージャーガーとかが非常に汚染がひどいということもありますので、汚染の原因がどこにあるのかということもきちんと突き止めるためにも、市が県とか国に働きかけをできるように取組をしていただければと思います。

今日朝になって、先生方にお配りをした資料をちょっと1枚目から順番にですが、PFOSが体に入ってくる経路というのは、大気中の汚染もひどいものですから、呼吸とともに入ってくる。それから、飲み水や食べ物から入ってくるということです。沖縄県でその事実がわかったのは4年前、2016年の1月に県の企業局が水道管理のために検査をしたことで明らかになりました。

2枚目のこの図が入っているやつですが、左側の一番下の横棒が非常に濃

度が高い、これは消火訓練をやっているファイアピットの場所です。その上に書かれているのがチュンナーガーとかヒージャーガーとか森の川公園の湧き水です。もう下のボーダーとは全然違うレベルで被害が及んでいるということがもう事実としてあるということが非常に危惧されます。

この地形図というか、地質図のやつは、宜野湾市の地下水はこんな感じで流れていて、基地の中を通った地下水が伊佐とか大山のほうの田いも畑に流れ出ているということです。

その次がアメリカの基準は70という基準なのですが、アメリカの各州では、15ぐらいの州では、もう連邦議会全体で決めた基準よりも、州ごとの基準が、これは危ないぞということで基準が定められています。P F O Sの問題は、まだまだ健康がどういうふうに及んでいくのか、水俣病だったり枯れ葉剤だったりの影響以上のことが起こるかもしれない。21世紀のダイオキシンと言われるフォーエバーケミカルと言われるそうなのです。これにはやっぱり予防原則を立てないと、ここまではいいよということをやっていたら、後になって取り返しのつかないことになるということが予防原則です。

先ほど紹介した作物もぜひ調査をしてほしいということが研究者の間で言われています。

その次の文字ばかりのやつは、国のほうで50という基準を決めようとしているというのは、2月19日の厚生労働省の審査会の中で出されて、20日の新聞に県内両紙に出たものですから、私たちの会と県全体の連絡会で記者会見をやったときの資料です。その資料の一番最後に、グラフが出ていますが、沖縄県の低体重の出生率は、全国平均に比べてずっと高いという、これがP F O Sの影響ではないかということに疑わせる根拠になっているので、こういうこともきちんと調べていただきたい。

それから、これは去年の12月10日のP F O Sが、泡消火剤が漏れたという新聞報道ですけれども、昨年、普天間基地の司令官が交代したときに、こちらの宜野湾市長とお会いになったときに、P F O Sはもう入っていないよということだったみたいですが、12月5日に漏出事故が起きたときに、実はP F O Sが入っていたということが報道されていますように、基地の中で何が起きているのかというのが私たちには知りようがないわけです。そういうことをぜひ立入りができるような働きかけをしていただければと思います。

その次の新聞記事の2枚は、今国が4月1日から実施しようとしている目標値の設定に関する報道と研究者のコメントです。体の中に蓄積しやすいP F O Sなので、ちゃんと体の外に吐き出せるような、そこまで基準値を下げていかないと、50という国が決めようとしているのは非常に危ないというふうに思いますというのがこの新聞記事です。

もう最後ですが、私たちが署名活動とか学習会を行っています。その署名の内容は、県の企業局に対して、今の7市町村に45万人にP F O Sが混入をした水道水が、高濃度の汚染が子供たちにどういった影響があるのか、本当に次世代、未来世代に、私たちの時代の責任をちゃんと果たすようなきれいな水を供給していただきたい。それは、山原水系とか沖縄県の東側海岸を通っている浄水場では、1以下のきれいな水が供給されているので、西海岸の7市町村45万人だけが不公平な扱いをされるいわれはないので、ぜひ県民全てがきれいな水が飲めるようにしていただきたいという、県知事と県企業局に対する要望の署名と、あと国に対しても余りゆるゆるな基準を決められて、汚染が広がるようなことは困るので、きちんと汚染源に立ち入って、浄化ができるような取組を進めてほしいという、このA3の署名用紙に要望項目を書いております。

以上が今回の請願に当たっての説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○宮城克 委員長 では、委員の皆さん、今の代表からの説明、あとお手元のほうに資料が配付されて、今話聞きながら目を通されたと思うのですが、もうしばらく目を通しながら、先に質疑がある方は挙手でお願いします。

又吉亮委員。

○又吉亮 委員 3つ確認させていただきたいのですけれども、請願の内容としては、宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願ですよね。ですので、今いろいろ話しされて、農作物だったり湧水だったりというような話で、基地を恐らく発生源とするであろうということからの、この湧水から出ているであろうということではあるのですけれども、今回の請願の趣旨としては、水道水の部分の請願ということでは理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 水道水もそうですし、農業用水ですとか、特に田いも畑などは心配なので、土壌汚染の状況だったり水質調査だったりお願いしたい。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、土壌汚染の調査、水質調査というものを宜野湾市にやっていただきたいということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 はい。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 農作物に関して、実際にはもう既に大山の田いもというのは、農作物の検査はされているのです。この記事にも載ってはいるのですけれども、この下のほうにも、情報公開請求で田いものP F O S、P F O Aの濃度

の分析結果を入手したが、採取者や採取日時、比較対照とする地区などの記述がなく、調査として不備があるということで書かれてはいるのですけれども、実際に田いもの調査をやって、これ結果も、その当時、僕大山の自治会長でしたから、しっかりと結果も頂いています。田いもからは一切出なかったということで頂いております。ただ、この入手日時、場所、採取者や採取日時というものを非公開にしているところが、やはりそれぞれの農家さんいらっしゃるんで、出す前に、この田いもを提供する前に、私が出したものであることは伏せることを前提に出されているというのがあったのです。そのときの田いもの調査としては、1か所だけやったら分からないので、多くの場所、たしかそのとき、3人の農家から、4ポイントか5ポイント、全域に広がるように、そして湧水の場所も出てくる場所が違いますので、メンダカリヒーガーがあったり、ウブガーから出ているものとかマジキナガーから出ているものとか、湧水の出場所が違うので、それぞれの場所から田いもを全部取りましようということで、それぞれの濃度もまた違いますので、ただ確かに大山でこの湧水を採取したときには、基準値よりも少し高い数字は出たのですけれども、どの場所から取った農作物でもゼロだったということでは、私のほうで報告は頂いているのですけれども、そのような報告は頂いていませんでしょうか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 ゼロという報告ではないです。小泉先生たちが去年の5月に公民館で報告会をやったときに、その資料で、作物に吸収される率は非常に小さいという、ゼロではないです。以上です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この研究結果の報告ですか、それとも調査報告ですか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 調査報告です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 ちょっと補足ですが、チュンナーガーの湧水を喜友名地区では散水用とか農業用水用に簡易水道をつくって供給されています。そこも以前は飲み水として使われていたものは、今回こういうことが発覚したこともあって、飲み水としては使わないようになってはいるはずなのですが、そのチュンナーガーからくみ上げた喜友名の簡易水道でどういう土壌汚染が広がっている、地下水汚染が広がっているというのは、まだ調査もされていないようですので、そこもすごく不安になるところなのです。

○宮城克 委員長 ほかに、委員の皆さんございませんでしょうか。

せっかくですので、ささいなことであつたり少しの疑問でも、何か知りたいことでも、せっかくの場ですので、積極的な意見交換、また質疑を。

宮城司委員。

○宮城司 委員 皆さん、今日はお疲れさまです。我々議会でも、議会というか、私も一般質問の中でとか、あるいは我々会派で東京のほうに上京しまして、環境省、環境副大臣に陳情をして、あのときの答弁では、年度中に、3月いっぱい環境基準を決めていくということでありました。今、50という何か数字が出ているのですけれども、そこら辺の流れのことかなと思うのですけれども、私も西海岸に住んでおりまして、このP F O S、P F O A、地域の湧水から出たりして、大変懸念しているところで、一般質問でもそういうことをやっているのですけれども、去る12月のこの委員会の中でも皆さんが陳情しているのです。具体的に、今タイトルでは水道水の安全とあるのですけれども、記のところでは、こういった湧水とか血液検査とかある中で、一番やっぱり、もちろん費用もかかってくることでもあるし、安心・安全を守るためにですね。例えばどこまでできるのかなというところの中で、血液検査とかというのは実際どうなのか、具体的に、例えば希望者をやるのか、西海岸地域の人でどうやっていくのか、そこら辺のところで行っていくという中で、市の答弁では、そういった検査機関がこの沖縄県にはないと言ったのかな、難しいみたいなことだったのですけれども、そこら辺、例えば何かもっと、例えば大山で小泉先生がやったみたいなことが、ああいうことが現実的に何かできる方法というのか、こんなのだったらできるのではないかというのがもしありましたら。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 環境問題を専門にしている研究者の方たちに、県内におられる方たちに何名かお伺いしたのですけれども、小泉先生たちは、医療機関の立場で血液を採取することができて、保健所の保存していた1981年の保存血液の血中濃度の検査もできたのです。それは、医療機関がきちんと関わっていて、測定装置も自分たちで持っていて、血液検査を希望する住民が協力してくれたのでできたという経過なのです。

その研究者の方に聞いたら、県内で測定しようとするれば、そういう測定の環境はありますよと、ただ難しいのは、例えば公的な機関で保健所ですとか医療機関とかで、それが宜野湾市だったら宜野湾市の調査をしましようということでも目的をきちんと住民にお伝えをして、希望する方に保健所が間に入って、今回のPCRみたいな感じで保険適用でやるとかというのは、全く可能だそうです。研究者がチームをつくって、協力してくれる市民から血中



濃度の測定というのは、もう全然すぐにでもできるようなことのようにです。ただし、妊婦さんだったり乳幼児だったり、母子手帳の検査のときだったり、出産後の検査のときの血液検査、あとは学校に上がる前の血液検査とかというのは、保健所と市が協力し合って、命を守るために全体で実施しましょうという、そういう合意がないと、勝手に研究者が人から血液を抜くことはまかりならぬというか、法律違反なので、公的な機関がきちんと関われば、研究者は測定装置はあるし、そういう陣容も呼びかけをすればスタッフ集めて、通常の業務をやりながらできるとおっしゃっていました。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 もう一点、これ宜野湾市が管理する水道水の安全を求めるとあるのですが、水道水というのは、本来県から供給されていて、今回のこの問題の北谷浄水場というのは県の管理のところで出ているというところなのですが、県のほうにもそういった陳情、請願という形でやっていますでしょうか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 一番最後の、A3のこの署名用紙、明日が集約日で、今県内各地、特に7市町村の方たちを中心に県宛てのものと国宛てのものを、請願項目、要望項目も明記して取組を行っています。宜野湾市の方たちの署名もたくさん集まっています、明日集約なので、今1,000です2,000ですということは申し上げられないのですが、たくさん反応がありましたので、御家族みんなで記入をしていただいたりしているところです。そんな取組をしています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 行政に対しては、まだそういった請願書という形では出していない。今、署名は集めているということが理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 今、この県宛てのものと国宛てのもので、国のほうは来週、3月13日でしたか、沖縄防衛局がこの要望を受け取りますよと、それで要望の趣旨を意見交換ができるようになっていきます。

県とは来週の月曜から金曜の間で、関係部署の方たちに膝を交えた話ができるよということで、署名用紙を携えてお伺いをしてやっていただくことになっているのですが、なぜ宜野湾市のと書いたかということ、せんだって塩素が大量に流れ出たことがありました。あれを管理しているのは宜野湾市の水道局です。市の水道局としてやれることがあるはずだと私たちの会は思っていて、北谷浄水場から流れてくる水をただそのまま垂れ流しにしないで、フィルターをつけたりすることもひょっとしたら可能ではないのかなと

思って、そういう予算が伴うことにもなるわけですから、せめてこの宜野湾市は全域、北谷町と宜野湾市は全域がこの北谷浄水場、浦添市とか沖縄市とかは、道路を隔ててあちは違うよという形になっているのですが、私たち宜野湾市民が山原水系の水を供給されている県民と同じような、公平な水道水が供給されるように、市の行政としても取り組めることがおありではないかなと思って、そこは知恵を出し合いながら、県の企業局とも意見交換しながら、可能な方法を一緒に考えていけたらなという思いで、その宜野湾市のということで、請願も宜野湾市議会にお願いをしているところですので、そういう取組をぜひお願いできればと思います。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この今言う水道水の供給の中で、宜野湾市においても何か所かで、毎日検査というのと月1回検査というのがあるって、そしてこれ北谷浄水場も法律で守られた範囲内のこの水を供給しているから、宜野湾市ももちろん水質調査というのをやっているということなのですが、そういった項目の中で、例えば塩素検査とか項目が幾つかあって、その中にこれがちょっと含まれていないのだったか、何かそういったことを前に聞いたときにあったのかなと感じています。

だから、費用的なことも聞いてきてはいたのですがけれども、本当に私たち市民の健康を守る上で、本当にこういったのが出ていたら困るなということで、いろいろ市もやっているのかなというのはいちよっと感じました。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 私、最初に自己紹介したときに佐真下に住んでいると言いましたが、この前塩素が大量に混ざっているときは、我如古とか真栄原、佐真下は対象区域だったので、すごくびっくりした、慌てて水道局にお電話したのですが、しばらく水流しっ放しにしてください、その後でも心配だったら、水道局の職員が立会いしますよということで、きちんとした水道事業の実態を垣間見た思いがしたのです。

水道局の職員の皆さんって、市民の安全に、この水の供給の問題で一番御苦労されていて、研究会とかも全国的な規模でなされているのに参加されているというの伺っていますので、そこは信頼感あるのです。ただ、北谷浄水場からの高濃度のPFOSについては、今アメリカの日本でいう厚生労働省に当たるところが、毒物の基準を決め直すというのを2018年に決めているのですが、それによると、PFOSとPFOA合わせて18なのです。沖縄県の北谷浄水場から来ているのは、平均で23とか30とかということになっているから、これはアウトなのです。アメリカは、平均体重よりもっと小さい体重の人たちをベースにして、体重70キログラムというふうになっている

のですけれども、日本人は、平均体重はもっと少ないのと、安全レベルを考えると、50キログラムぐらいにしなければいけないらしいのです。厚労省もそういう計算の仕方をしているので、アメリカの厚生労働省みたいところが決めている18にしてもクリアしていないし、それを日本版に書きかえたときには13になるらしいのですけれども、そこは今の北谷浄水場では全然クリアできないので、活性炭フィルターの仕組みなんかも、北谷浄水場は粒状、粒の状態の活性炭のフィルターなのだそうです。日本の厚生省は、粒状のフィルターでは効果薄いよ、粉になった粉末状の活性炭のフィルターでないところ過できませんよというのは、厚労省の指示にはあるのです。ただ、北谷浄水場にその装置がないので、つくりかえるとしたら、えらく県の予算が単独でやるとかかるので、国にそういうことも要望してくださいというのを書いているのですが、宜野湾市でも塩素が流れ出たときに対応していただいたように、市民に供給される部分のフィルターを何か設置する知恵がみんなで技術的にできないものかなというのも考えていただければと思っております、宜野湾市のというところにこだわったのはそういうことなのです。

○宮城克 委員長 ほかの委員の皆様。

伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これに関わりますけれども、今のコロナウイルスと同様に、私の目には見えないもので、やっぱり市民の不安というのは結構あると思うのです。ここに書いてある3つの要望事項については、いわゆる事実の確認、事実がどうなっているのだというところのものをできるだけ詳細に調査をして、その実態が分からぬことには対策というのがなかなか打てないし、また汚染源が特定できないということになると、今後また同様な心配を市民はずっとしていかなければいけないのかというようなところについては、ほとんど市民の皆さん方と悩みとして共有するものだと思うのです。

一方では、そうなったとき、地位協定だとか何だとかいろいろ難しいのが問題になっていると、それをまた毛嫌いする市民も実際にいらっしゃるわけで、それで私たちの生活に支障がある、ましてや命の水に関わることで、全市民的に、あるいは全県的に共通したこの大きな問題ですから、それを何らかの形で、我々ももちろんそうですけれども、一番に不安に感じているその方々がやっぱり運動を展開している中で、一般市民の皆さん方が今おそろいのところの悩みの共有、不安の共有というのができるということを考えれば、全市民的にやっぱり盛り上げていかなければいけない、盛り上げるというか、言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、やっぱり大きな問題としてやっていく。

一方で、市の上下水道局についてです。やっぱり先ほど塩素濃度が事故で

上がって、5倍とかと、それについてはやっぱり当然のことだと思いますが、水道局の皆様方は、安全に供給できる水の供給というのは、最大の自分たちの役割ということで、その辺はきちんとやっている。

今、提案があった市独自のフィルターということ、今までの市の見解としては、県がやっているから、粒状活性炭で大丈夫だというふうなことですし、また費用がかかるから、市のほうでそれをまた改めてやるというのは、ちょっと難しいというようなことだったかと思うのですが、それについては、要は幾らかかるのか、冒頭申し上げたように、不安を払拭するということを考えれば、金の問題ではない、と言ってもやっぱり金の問題は出てくるわけですが、それは私たちのほうでも、要は費用対効果も含めて、その辺のところは強く要望なり要求なりしていきたいと思います。

質疑になるかどうか分かりませんが、今後の具体的な皆様方がお考えになっているこれを達成するためのスケジュールというのはどのようになっているかどうか、その辺聞く上で、またさらに私たちの理解が深まってくると、この辺ありましたら御紹介をお願いします。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 私たちが求めているのは2つです。安全な水の供給をしていただきたいということが1つなのですが、これは北谷浄水場が水を水を取り込む場所が幾つかあって、山原の水も取り込んでいけば、嘉手納基地周辺の水も取り込んでいけば、井戸群というのがあって、こういう大体3つぐらいの系統が水を取り込む水源になっている。

もう一つ、小さいですが、海水淡水化という装置も北谷浄水場は持っていて、この4つが北谷浄水場の水源になっているのです。だから、山原からの水は、全然オーケー、海水淡水化もオーケー、アウトなのは、非常に濃度が高いのは、嘉手納基地周辺の河川から、それから基地の中の井戸群というのがもう全然アウトなのです。これを今は混ぜた状態で供給されているので、汚染された2か所からは取らないようにしてくれませんかということをお県の企業局に要望する。県の企業局は、反論しているわけではないのですが、安定的に供給するためには、雨が降らないときに、水が枯渇したら、水道を皆さんのところに供給できなくなってしまうので、河川から取っているやつも今は比率を、以前は40%ぐらい、北谷浄水場の大体40%ぐらい、嘉手納周辺の井戸とか河川から取っていたのを、少し圧縮してくれているみたいです、交渉の過程で。それは、ゼロにできるでしょうという話をしているのです。枯渇したときに山原のほうからの水の量を増やすとか、淡水化装置は今3基あるうちの1基しか動かしていないのだそうです。すると、これは理由は多分、緊急時のためのということだったり、これを稼働させるとエ

エネルギーを大量に使うので、CO<sub>2</sub>が出てしまう。環境に負荷がかかるというので抑えているということだと思えるのですが、ずっと動かさずというわけではなくて、湧水になったときに何とかできませんか、補填するために、河川からではなくて、そういう形でできませんかということと、あと台風的时候は、どかっと雨がふったのを山原は全部捨てているのです。ダムから放水しているのを御覧になっていると思うのですが、あれを何かもうちょっと工夫をして、北谷浄水場に回すためのタンクとかプールとかができないかなとか、そんな工夫とか、あとトイレとかの下水に流れていくような水を、雨水をプールして、沖縄大学なんかはそういう水のリサイクルをやったりしているのですが、そういうことで飲み水以外に使う水については、分けて消費量を工夫するとか、いろんな知恵を県民挙げてやればできないことではないのだろうなと思っています。

これが1点目で、2点目はやっぱり伊佐委員がおっしゃるように、汚染源を絶たないことには、地下水からしみ出してくる土壌汚染だったり川の汚染が海に流れて、私たちが口にする魚から取り込まれるPFOSの疑念は消えないので、ここはやっぱりしっかり、私たち市民では声が届かないところをぜひ公の立場にいる議員の皆さんだったり、県や国の方たちに取組を、命の問題ですよということで、本当に沖縄県がこれから、沖縄県で取れるものは口にするなよみたいなことにならないように、ハワイなんかは、以前は漁村で潤っていたまちが、米軍が来たことでいろんな汚染物質が流れて、ハワイの漁村はもう壊滅なのです。ハワイの近くで取れる魚、海産物は絶対口にしては駄目だよというのが広がっているように、沖縄県もそんなことにはしてほしくないで、自分たちの子供や孫たちやその未来世代に対して、私たちの世代でやるべきことがあるのだろうなというのが2つ目なのです。ぜひひとつ取組をお願いします。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、北谷浄水場という一くくりでお話をされていましたが、県のPFOSとPFOAの検出状況を、ちょっと古い、一昨年、2年ぐらい前のデータであるのですが、これ北谷浄水場系というと、幾つかの川から取水をして供給しているということ、これを見ますと、結構その水源の中でも濃度の差がある。一番広い濃度、高いのが大工廻川、比謝川取水ポンプ場ですか、2～3あって、多分バルブか、あるいは行き先を変更するとか、容量は取るとか取らぬとかというのを調整が多分できるのだろうなと、それでさらにこの東側の汚染されていない地域の水を、そこに足すか足さないか分かりませんが、それによって素人的には、そんなに難しい話ではないのではないというようなことを今お聞きしながら、印象として思

ったのですけれども、この辺についての県の見解とかというのは、先ほどお話をいろいろやっているようなので、お聞きしたことありますか。一くくりではなくて、ここで止めてくれよと、そうすると影響というのは低くなるわけですよ。それらについてお願いします。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 山原からの供給できる北谷浄水場に持ってこられる配管を今やっている途中らしいのです。この工事がまだ完成のめどが立ってなくて、どかんと持っていくわけには、今はできなくて、少し年単位の工事が必要になるらしいです。でも、その予定はあって、行く行くはやると思うのですけれども、北谷浄水場自体の供給している水の量と取り込んでいる水の、要は入り口の量と出ていく量は随分余裕があって、大工廻川とか比謝川とか長田川から取らなくても、十分に賄えるだけの供給量はあるのだそうです。

言っているのはその渇水期の問題を言っていて、安定供給のためには一度ここから取らないようにしてしまうと、もう次取るのが大変らしいのです。だから、やめではなくて、しばらく休止みたいな感じのやり方ができませんかというこの県の企業局の方にも投げかけはしているのですけれども、どこら辺が難しいのか、私たちにはちょっと分からなかったのですけれども、渇水期の乗り切り方について、非常に危惧をされていて、ただそうは言っても、この4年間ぐらいは渇水期というのは一度もない。ずっと入ってくる水の量が出ていく水の量よりも大分多い状態で推移しているというのは、県のほうが資料として出してくれましたので、それもあって、北谷浄水場の取り込んでいる水の全体の中の4割が汚染水だったのを大分下げつつあるようなお話をしていました。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、ちょっと北谷浄水場の話、先ほどの話の中でも、この北谷浄水場の粒状活性炭といいますか、低分子だから効果がないみたいなことをちょっと聞いたのですが、そこら辺は県はどういった見解をしているのでしょうか。

○宮城克 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 粒状活性炭がまるで効果がないことではないみたいなのです。厚生労働省はまるで効果がないと言っているのですが、水道水の専門家は、確かに全部は取り除けないけれども、活性炭なので、いろんな不純物を吸着してきれいにする効果は間違いなくあるのだそうです。ただ、P F O Sのいろんな種類があって、分子の小さいやつはすり抜けてしまうので、粒状ではなくて粉末状の活性炭のフィルターにしないと効果は薄いですよと、これは民間の業者が蛇口のところに付ける除去装置があって、これ今、私た

ちが学習会やると、学習会の帰りのお客さんたち、講義を聞きに来た方たちに、これやったらお宅の水は大丈夫ですよと宣伝してくれる方がいて、二重フィルターみたいな、逆浸透フィルターという装置だと取れるみたいなのです。ただ、そういう取れる装置が民間で個人のお宅にできるのだったら、大きな規模で、例えば県とか市とか仕組みとしてはできますよねというのが会で話し合ったところで、沖縄県内にこれだけ貧富の格差が広がっている中で、毎日の給食だけしか自分のところの食事できないよみたいな子供がたくさんいる中で、ではそういう浄水器買ってくださいみたいなことは、ちょっと筋が違いますよね。だから、行政として大規模な逆浸透の浄化装置がどれくらいの予算がかかるか分からないのですけれども、技術的には不可能ではないはずなので、そういうことも少し念頭には置きながらなのですが、でも汚染されている河川から取らなくても十分に供給は間に合っていますよという県の企業局の見解は伺っているので、そっちのほうからまず県民みなでお話をして、それからどうしても足りないよねということになれば、大規模なフィルターをつけた供給システムを構築していくというのを、もう予算もかかることなので、それはもう国から、米軍基地を提供している以上、責任持ってやってくださいという、そんなことに至ったと思って、話を合せていただいています。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

赤嶺参考人。

○赤嶺和伸 参考人 市民感覚で3つ言います。子供の居場所をやっています。4年目になります。水はサーバー使っています。水道水提供していません。これからこの後、お昼御飯、それからおやつも出しますが、まず4年前からそのサーバーを使っているということ、そして一番心配なのは、御飯を提供した後の食器を洗うのは水道なのです。お野菜洗うのも水道なのです。これを果たして提供していいのかと、この4年間ずっと迷いながら、それでももうそれしかないから使っている。新陳代謝が激しい子供たちに影響が出る。非常に影響が出ます。それがまず1点。

それから、もう一つは、夏になると渇水対策で協議が持たれたりしますが、実際に断水になったというのは、ここ20何年ないと思います。隔日給水というのがたしかありましたね、20何年か前。恐らく議員の皆さんもお近くで新築の家を建てているところを見てください。屋根の上にタンクをつけるところは今ありません。なぜか。建築業者は、水が枯渇することはないというのが分かっている。それを山原のダムからちゃんと水が来るということ、これがまず第2点、市民感覚。

第3点、これは那覇市ですが、向こうは人口が右肩上がりです。ところが、

水道の消費量は逆にどんどん下がっている。これ何だろうということなのですが、人口も増える。観光客も増える。ところが、水道の使用は減っている。若い人たちが水を買っているのです。私たちの時代では自動販売機に水が売っているというのは不思議でしょうがなかった。これが今そうなっているのです。ここで、今日は来ていないのですが、この中に崎浜さんといいます、お子さん抱えています。伊佐に住んでいます。「赤嶺さん、水道でミルクがつかれない」、これは強迫観念を持っているのです。強迫観念を植えつけてしまっているのです。ところが、その水道でつかれないから、では水を買うといったときに、その水を買うお金なのです。水道水を使うお金と水を買うお金、これがどこまで、今高橋さんからも言ったように、経済格差がこんなにできていて、買える家庭と買えない家庭、そして先ほども言いましたが、うちに来る子供たちの中でも、学校給食に頼っている子がいます。正月三日明けましたけれども、正月から来るのです。御飯食べに行っていていと電話が来るのです。そういう家庭があるということ。

昨日から学校が休校になりました。この子たちどこに行くのでしょうか。このこともよく考えていただきたいと思います。この子たちは、やっぱり次世代を担う子供たちなのですから、予防原則です。水俣の教訓はそれです。体に影響が出たときにはもう遅いのです。できることはないか。宜野湾市の行政としてできることは何か。宜野湾市民としてできることは何か。お互い横に手をつないでいけば、県の企業局も動かさずし、国だって動かさずから、そういうふうにお互いにこういう話合いは何度も何度も持って、地域でもいろんなお話をさせていただいてやっていただけたら、事はいい方向に向かうと思います。以上です。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

では、もう時間が来たので締めましょう。

では、請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願は、質疑の段階で継続審査としておきます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時06分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時17分)

---

## 【議題】

議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会



## 計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前11時17分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時17分）

---

○宮城克 委員長 では、説明のほうをよろしく申し上げます。建設部次長。  
（執行部説明省略）

○宮城克 委員長 ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてよろしく申し上げます。

ございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 4ページと5ページの繰入金なのですが、比較、増減のところで、一般会計からの繰入金を増額、基金からの繰入れを大幅に減額する予算になる。これ主な理由というのを、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基金の繰入れに関してなのですが、予算と一般会計繰入金との説明なのですが、実は前年度比との差で基金積立金がもう保留地処分金のほうがなくて、その差額となります。そのために、一般会計繰入金より事業費としての繰入れをする形になっております。以上が説明になります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ちょっと台所事情が厳しくなったというふうな理解でいいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりでございます。今回、また保留地処分金を販売した分は、またこの事業費へ入れる形になります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、一般会計からの繰入れで、保留地処分金が9,336万円、あと保留地処分はどれぐらい残っているのか、今後またどれくらい金が必要なのか伺いたい。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回保留地処分金として、先ほど委員からありました9,300万円余りを一応歳入予定と、これで保留地2筆分ではあるのですけれども、最終的な保留地はこの2筆、場所的には、宇地泊公民館隣接の保留地と、また1つ、土地をまたがって一般保留地を販売予定のが1筆と、この2筆が保留地処分金……

(「最終」という者あり)

○市街地整備課長 最終となっております。以上が説明となります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今後の事業展開としては、まだやることはどんななのですか、予算的には。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実質令和2年度で工事は全部完了させる形での予算を一応組んでおります。その後、また委託等ありますけれども、換地処分に向けての業務委託等は今後また、令和3年までを目標に委託の発注が出てくる形になります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今のこの保留地処分の2筆の部分ですけれども、事情をよく存じ上げてはいないのですが、それにしても、この金額は、よそよりはちょっと安いのではないかと思うところがあるのですが、これは例えば面積、あるいは単価とかというのは、もし差し支えなければお願いしたい。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 保留地処分のまず1筆目が427平米となっております。もう一筆が276平米の面積となっております。実質は令和2年の販売するときには不動産鑑定を入れて、その価格の設定をします。さらに、競争入札という形で持っていくしますので、入札時点での価格の高い方と契約を締結すると、あくまでも今、この概算での9,300万円という形での試算をしております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 公債費で、令和2年度で2億7,000万円償還するというので、これ償還した残りの額が16億円ということになるのか、21ページです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 21ページ、土地区画整理事業債について、前年度見込み残額があると思うのですけれども、18億8,000万円、それから令和2年の償還予定の2億7,700万円引いて、令和2年度の残高が16億576万円になるということでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この16億円を全て返済するまで、この特別会計の中に一

般会計から繰り入れしていくということの認識でよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業期間の中では特会予算というような形で持っていますので、そこへ繰り入れしながら歳出していくと、事業が完了するとそのまま一般会計からの繰り出しという形での支払いになります。

補足として、支払い期限を令和10年までの支払い期間という形で内訳となっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

宮城司委員。

○宮城司 委員 この令和2年度で完了ということなのですが、この宇地泊土地区画整理事業で、当初の予定、何年で予定だったのか、それで何年延びたのか。あるいは予算的に、最初これだけの予算組んでいたのが、延びることによってどれだけの違いがあるのかということ答弁できますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと資料等もっていなくてあれなのですけれども、通常10年スパンでまず事業認可というのを最初立てます。その後、期間の変更ということを手続しながら現在になっている。宇地泊第二地区に関しては、平成6年に事業スタートしていますので、当初は平成16年まで、それから5年延伸等を含めて、資金計画を組みながら事業の延伸している状況という形になります。以上が説明です。

(「金額」という者あり)

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 現時点の総事業費、今手元、資料にスケジュール、進捗報告の中に事業予算が手元にあるかと思うのですけれども、現時点はその総事業費、これの中で事業完了を目指している状況でございます。

宇地泊に関しては、今、事業費ベースで215億8,600万円を事業費という形で進捗している状況でございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 僕が聞いているのは、要するに平成16年度までに当初終わらず予定だったよと、それを今、延びることによってしている人件費もそうだろうし、いろんな何やかんや、時間とともにお金もかかると思うけれども、そこら辺の違いはどれぐらいオーバーしてきたのかということを知っています。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 一番最初の事業計画資料と今現在を差し引いて資料として出せるか確認して、出したいと思います。

○宮城克 委員長 進めましょう。

では、審査中の議案第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

### 【議題】

議案第10号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第10号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうを頂きたいと思います。建設部次長。

(執行部説明省略)

○宮城克 委員長 ありがとうございました。

では、委員の皆様、質疑のほう挙手にてよろしくお願いたします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 3ページの県補助金ですけれども、こういう事業の補助対象となる事業が増加したために補助金が増えたということですから、その補助対象事業というのは具体的にどのようなになっているのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず、道路にかかる建物補償と道路築造が補助対象事業費として上げております。建物と道路築造工事です。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それでは、10ページの土地区画整理事業債ということで、市債の対象となる事業が減少しています。説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この市債対象路線の整備が減の理由といたしましては、市の財源予算に関わるのですけれども、令和2年度は造成工事をメインに整備することによって、起債対象路線の整備、前年度よりは落ちるという説明の中での理由となっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これ造成工事が対象だというふうな認識ですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

- 市街地整備課長 宅地造成工事は単独予算で補助対象外になります。それで、路線で道路部分は起債対象の路線という形で、路線を整備すれば、もちろんこの起債対象の路線ということで事業費に上がってはきます。
- 宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。
- 真喜志晃一 委員 資料のほうなのですが、工事箇所図、令和2年度2月末時点のところなのですが、黄色い部分で、令和3年度以降の工事予定箇所のところにしていたというのが一番、今のサンエーがあるところの南側と言ったらいいのですか。小さい黄色に囲まれた、これ今何か工事されていると思うのですが、別のものになるのですか。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 部分部分で一応整備はされていまして、実質令和3年の事業費としても保留地処分金と、そういった絡みで一応色づけは黄色になっている状況です。あくまで工事だけではなくて、保留地処分をしないといけない部分があると、まだ未整備を含めてです。令和3年以降に残っていますという色塗りをやっているところです。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 今、ちょっと資料のところ、これです、進捗状況の。事業費ベース、基本事業費ベース、物件補償等80%、90%なのだけれども、保留地処分面積や金額のところ、42%とか46%になっているのですが、この開きというのはこれは何か理由があるのですか。例えば事業が進んでいると同時にこの保留地処分ももっと行くのか、それともこんなものなのか、単純な考え方なのですか。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 保留地処分に関しては、佐真下第二地区は特に、保留地に一般販売保留地と付保留地というのがございます。佐真下第二地区に関しては、主に付保留地の部分がありまして、それが対権利者との交渉によって歳入になる場合がございます。進捗が図られると。ただし、一般保留地の場合には、整備工事が完了しないと売れないという形がありますので、そういった形で一般保留地に関しては、歳入予定で年度年度予算は組んでいくのですけれども、付保留地の処分に関しては対権利者との交渉という形で歳入に持っていく計画をしているものですから、一般保留地に関しては、年度年度の歳入見込みで予算は計上するのですけれども、付保留地に関しては対権利者、どう出てくるか分からないので、とりあえず予算計上は避けている状況でございます。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 ということは、あまり進んでないとか、付保留地にかかっている

るということですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宇地泊とかほかの地区よりは付保留地が多く、その理解を得られるのが、進捗が厳しい状況もあるという形になって、遅れている状況であります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、この付保留地が最終的にも理解ができなかったとなった場合には、これはそのまま、どうなるのですか、最終的に。例えばこれはもう買わないよとかとなる、理解進まないで、解決できなかった場合には。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来、付保留地で購入していただければ、その時点になるのですけれども、最終的に保留地として事業が完了すると、換地処分を行うと、どうしても清算金での徴収という形になりまして、この清算金徴収の時期によってその価格が上がった場合は、その価格でもって保留地の部分の清算金徴収……

(宮城司 委員 「強制的にやるということ。」と呼ぶ)

○市街地整備課長 はい。という形になっております。

○宮城克 委員長 ございませんでしょうか。進めましょう。

では、審査中の議案第10号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

## 【議題】

議案第13号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第13号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうをよろしくお願ひします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、質疑があれば挙手にてお願いします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 この西普天間の区画整理については、先ほど宇地泊で大幅に延長をした経緯が、25年ぐらいかかったのですけれども、この事業計画、この西普天間住宅地区土地区画整理事業の、印象として割とスムーズに運ぶのではないかなというふうに考えたりするわけですが、この事業計画というのは公示出されています。それは、ちょっと今手元にないのだけれども、資料は出したのですか。その事業の見込みというのか、計画、それで御説明をお願いいたします。完了、ゴールはいつなのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間住宅地区に関しては、平成30年に事業認可を取っております。それから、令和2年度から工事着手等含めて、令和9年度の完了を見込んで今事業計画の期間となっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほども聞いたのですけれども、見込みとして期間は守っていくのかなと思っておりますけれども、皆様方のこれまでの経験からして、令和9年度終わりそうですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 西普天間に関しては、やっぱり支障物件等、そういったものがないものですから、今のところ令和9年度を目指して一応完了を目的としております。令和6年度までには琉大も含めた形での早期整理を予定していますので、そういった観点から令和9年までには事業完了できるのではないかなという形で今のところスケジュールはそういうふうになっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 1つ懸念されることは、沖縄電力の大きな、いわゆる電柱があったかのように思いますけれども、それについてはどのように対応する計画ですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、鉄塔なのですけれども、実際地区内には1塔が立っている状況になっています。あとはコリドー地区という形で、北谷町側という形で残っている状況でございます。

この鉄塔に関しては、以前から返還跡地利用の審議会の中でもそういった鉄塔の問題等上がっているのですけれども、今回、区画整理事業地区内のその鉄塔のある部分は、あくまでも緑地部分、都市公園を予定している緑地部分の配置計画を一応伺っております。今後、区画整理事業ではちょっと撤去というものはできないものですから、そういった観点で今後の返還等を見据

えた形で、何らかの対策が取られるのではないかなという形で考えております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 11ページの廃款、廃項になったもの、総務費国庫補助金、前年度1,000万円あったのですけれども、これ前年度どのような事業、これがなくなった分、どのような事業にこれをなさっていたのかというのがちょっと見えなくて、令和2年度の事業として、国、県を財源としている事業がちょっと見当たらないので、国からの補助がないような状態で進めていくということになるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 以前は、昨日もちょっと補正の中で話したのですけれども、実質区画整理、西普天間住宅地区に関しては区画整理事業認可を取っています。そのために区画整理事業の中での予算組みをするという形から、今回、前年度比較での1,000万円減という形に一応なっている状況でございます。

この1,000万円はどういった業務をしていたかということなのですけれども、不動産鑑定評価業務等に充てた形での歳出となっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 御説明ありがとうございます。あと、もう一つ、保留地処分金の使い道として、基金に積み立てしているものと、土地区画整理事業の部分に充てているのですけれども、保留地処分金を全額一度基金に積み立てた後に、基金取崩しして事業に充てたほうが保留地処分金額が分かりやすいのかなと思ったのですけれども、この分けている理由とかと、保留地処分金を基金のほうに積立てするものと、すぐ事業のほうに直接充てる、2つに分けて今なっているような状況なので、その理由というのがあるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この資金計画の中では、今回の西普天間住宅地区に関して、令和2年度から事業費予算というのを、保留地処分金を目的で事業の歳出を行いたい。その歳入が今60億円予定しているのですけれども、実質令和2年は30億円から40億円の歳出を見込んでおります。その分の差額の予算を基金に積み立てるという形の書き方という形になっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 であれば、予算の使い方としては同じかもしれないのですけれども、この基金残高調書とかを見たときに、今年度で43億円予定として積み立てるということで、もう実際には保留地処分金額が60億円超えているではないですか。なので、この基金を積み上げていくものが、この利息と保留地処分金であれば、保留地処分金を一度全部100%基金のほうに持って行って、



そこから取崩ししたほうが保留地処分金額が幾らというのが、その年度で幾ら入っているのだなと分かりやすいのかなと思っているのですけれども、そういった財源措置というか、予算措置というのができないのでしょうか。ちょっと分かりづらいかなと思うのです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回、この事業費の中に補助金等があるのですけれども、補助金で賄えない部分、これはどうしても保留地処分金でやらないといけないものですから、分けないと、一旦また積み立てて、また戻すというのは、その手続が必要になってくるものですから、工事発注していますので、すぐ始まるのです。それで、前払い金とかそういったのが発生するものですから、ここはもう保留地処分金でやると。国庫補助というのは交付申請してから、それから入ってくる、完了後に入ってくるものですから、なかなかすぐ使えるものではないものですから、もうあてがうとしたら、最初の保留地処分金をあてがって事業を進めていくという形になるものですから、これはもう分けて……

(又吉亮 委員 「残額をその基金のほうに。」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 補足なのですけれども、やっぱり市の財政力にもよってくるものですから、本来市財政当局とも含めて、歳入があるのであれば、歳入を事業費に充てつつ、残った分を基金に積み立ててほしいというのも一つの理由となっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 先ほど伊佐哲雄委員の質疑の中で、この土地区画整理事業の期間は10年ほどで、平成30年から令和9年ということで、これは土地区画整理法の中で、そういう先ほどの宇地泊の中でも説明していたと思うのですけれども、例えばこの西普天間の場合、返還拠点促進法何とか、あるいは跡地利用何とかで、最初の計画の中で支障除去が何年、土地区画整理が3年ぐらいとされていたと思うのですけれども、そこら辺との兼ね合いはどんなになっているのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 その当時の区画整理事業を着手しての令和9年は変わっておりません。あえて言うならば、その当時よりはスパンを縮めた形での事業計画で今進捗が図られているという形になっております。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 宮城委員のおっしゃっているのは、給付金の期間の話ですか。

(宮城司 委員 「それも関わってくると思うから。」と呼ぶ)

- 建設部次長 当時は、恐らく3年だったと思います。
- 宮城克 委員長 計画係長。
- 計画係長 ちょっと補足してよろしいですか。給付金というのがあって、跡地利用計画で跡地返還された後に支障除去措置が終わって、土地返還とあるのです。土地返還から3か年は給付金がもらえるという期間になっていて、さらに事業認可された後からは、今度は特別給付金というのが始まるのです。給付金が一旦3年で切れてしまうものですから、この特別給付金に関しては、今から期限を定めるということで、まだここは決まっています。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 2つの土地区画整理と流れ的には、その中にこれが入ってくるわけなのですか。
- 宮城克 委員長 計画係長。
- 計画係長 そうです。法律がどうなるかなのですけれども、基本的には土地が使えるようになるまでは、特定給付金が支払い続けるというのは、一応防衛省側の方針です。
- 宮城克 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 使用収益ができる状態になるまでは給付金が出る。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 例えばこれ、令和9年までで完了しなかったら、これまた乗ってくるということですか。
- 宮城克 委員長 計画係長。
- 計画係長 法律の改正とかもあるのですけれども、基本的にはそういう考えにはなるとおもいます。
- 宮城克 委員長 では、よろしいですか。進めます。
- では、審査中の議案第13号につきましては、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者あり)
- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定しました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時06分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時06分)

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時07分)

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 2 時 0 1 分）

これより午後の会議を進めてまいります。

**【議題】**

**議案第 1 4 号 令和 2 年度宜野湾市水道事業会計予算**

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 まず、議案第14号 令和 2 年度宜野湾市水道事業会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうよろしくお願いします。

（執行部説明省略）

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、質疑あれば挙手にてお願いします。

真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 資本的収入の投資有価証券のほうで、今回は国債を売却して 7 億 8,800 万円ほどの収入が入ったということで、それで最終的には、いわゆる収入のほうプラスになったと思うのですが、次年度以降、このまま、いわゆる水道の使われる量が減るとこの国債というのは、もうだんだん減って、どのくらいあと残っているものなのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 現在、国債につきましては、2 種類ございまして、額面で 9 億円の有価証券を所持しております。そのうちの 8 億円の有価証券、国債についてを売却予定でございます。残存するの 1 億円の有価証券が、地方債です。それが残る予定でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 国債の話が出たので少しここで聞きたいのですけれども、収益的収入の中に投資有価証券の売却益出ているのですけれども、これは資本的収入ではなく、水道使用料の収益の中での特別利益で上げている理由というものを教えてください。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 購入時の元金、額面については資本的収入で支出しておりますので、収入として上げてきます。その利益のある利息については、3 条、収益的収入で入ってきます。

同じように、売却する場合の売却益、財政投資に係る別件収入として扱いますので、これについても収益的収入として扱うことになっています。例えばですが、企業債の元金の償還は4条の支出になります。利息については3条、収益的支出になってきます。それと同じような考え方ということであります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 国債を売却するこの主な要因というのは、どう考えればよろしいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 国債の運用をして、現在約1,600万円の利息収益がございます。それをもらい続ける、8年間その利息をもらい続けるのと、現時点で売却する、売却が1億5,000万円ぐらいです。売却したときの利益がございます。それを比較すると、現時点で売却したほうが利潤があるということで、判断に踏み切ることになっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 売却したほうがいいということになるのでしょうかけれども、それは今どこで組み入れていくのは、どういうふうになりますか。何に使うというか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 売却した後に戻ってくる国債については、庁舎の改修費等に充当してまいりたいと思います。

ちょっと細かく説明しますと、28ページ、29ページのほうで、28ページには収入がございます。有価証券受入れ、これが国債を売却した後に元金が返ってくるものでございます。額面は8億円なのですが、購入当時の価格として、その当時は7億8,800万円余で購入した。その額がそのまま戻ってくる手続きを踏みます。額面ではなくて購入額のほうで。それについては、配水施設費の工事請負費にも一部充当はされるのですが、主に庁舎整備費、1款1項3目の庁舎整備のほう、委託料、工事請負費、用地購入費に充当してまいりたいと思います。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資本的収入のところちょっと教えていただきたいところがあるのですけれども、資本的支出の3項の国庫補助金の返還金、前年度費目存置で今回は630万円支出があるのですけれども、その内容についてお伺いさせていただきます。

○宮城克 委員長 経理係長。

○経理係長 国庫補助金返還金について御説明いたします。この国庫補助金返

還金というのは、会計検査等によって指摘され返還するような金額ではございませんで、総収入に対して、補助金トータルの額が小さい場合に、具体的に言いますと、5%以下の場合に、これを国庫に返納するというふうに、国庫補助金等の取扱要綱第10の6の中に記載されておりますので、それに沿って返納するという金額になっております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほどの国債の件なのですが、今売却をしたら15億円……（「1億5,000万」という者あり）

○真喜志晃一 委員 失礼しました。1億5,000万円……ちよっともう一回整理します。

○宮城克 委員長 ワンクッション置こうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の説明もう一度聞きたいなと思って、先ほどの上里委員への答弁をもう一度。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 会計検査上の返納をするというものではないということです。公営企業会計の中で特定収入割合というのがございまして、総事業費に対して補助金が幾ら入ってきたかによって、その補助金の計算がございます。それで5%、全事業費の補助金が5%以下になると、消費税の払い戻し、還付が必要になってくることとなります。補助金に係る特定収入割合で計算上は物すごく複雑になりまして……。

（又吉亮 委員 「5%というのは何の5%ですか。」と呼ぶ）

○上下水道局次長 総事業費の5%、特定収入割合が、補助金が総事業費に対して5%の補助金以下であれば、消費税を戻すという作業をしなければならないということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということは、前年度費目存置で1,000円、次の令和2年度に634万円を返還するということは、5%未満……では前年度よりも、要は令和元年度よりも補助額は少なくなくて済むという、5%を割るということで、令和元年度が、補助額が少なくなるということで、令和2年度にお返しするというような認識でしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございまして、平成31年度、令和元年度、今年度においての補助金が減額されております。平成30年度においては5%以上の補助金を頂いたので、これが令和元年度について補助金の減額分で5%を割りましたので、それを返納するために次年度の予算に計上しているというふうなことです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほどの国債の件で、今回売却した場合は、いわゆる7億8,800万円、約8億円の売却で8億円の収入になると、これが8年後、毎年1,600万円もらえるけれども、この8億円よりも約1億5,000万円ほど低い金額6億5,000万円で売却するようになるというお話ですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 8億円の国債がこのまま満期まで利息を頂いていくと、1,600万円、2%の利率ですので、毎年2%、1,600万円が8年間入ってきます。今現在、額面は8億円なのですけれども、これを売却しますと、評価額が9億5,000万円ついております。購入当時の7億8,800万円は元金として戻ってまいります。その評価額の差額、収益として1億5,000万円入ってまいります。

(「2,400万円ぐらいもうけるということですか」という者あり)

○上下水道局次長 そういうことでございます。

(「益が出るということですか、持ち続けるよりも」という者あり。)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この資本的収入のほうにはいわゆる7億8,800万円と書かれていますけれども、今言ったプラス分の1億5,000万円は収益的収入のほうに出ているのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 特別利益の2目有価証券売却益のほうに入っています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと細かいところというか、この宜野湾市の第2庁舎増改築改修工事概要とありますけれども、この第2庁舎ということ、第1庁舎はここですよ。宜野湾市は、水道局に土地を売却するわけですよ。庁舎は、これは宜野湾市のということになるのですか。ちょっと分かりやすく説明してもらっていいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、水道局、当時水道部は、消防庁舎と同時に建てられております。消防庁舎と当時の水道部庁舎合わせて第2庁舎というふうに呼んでおります。入り口のほうに大きな石に第2庁舎というふうに書かれています。建物は、その当時、市が取得して、軍用地でございましたので、軍用地を返還していただいて、地主様から市のほうで購入しています、一括して。それを、その当時は使用貸借という形で、消防と水道部庁舎として、

水道部が費用を出して、水道部の資産として上げています。登記簿上、公共施設には表示登記、所有権保存登記はございませんので、あくまでも所有権の保存はされていないのですが、管理区分としては、建物は当時水道部のものとして扱っておりました。土地については宜野湾市の名義になっておりますので、それを使わせていただいているところです。

そういった状況の中、土地は市のもので、建物は水道局になっているところが、中には教育委員会も混在しているところがございます。そういうところで、どちらが管理しているのか明確にしようという議会からの御指摘がございまして、その中で、行政手続を踏んで、土地については行政財産使用許可を頂いて使用させていただいているところです。

今回、増改築改修を行うに当たって、建築許可申請が必要になっております。土地については宜野湾市、建物の改修は水道事業管理者で行いますので、その辺のことも明確にするために、土地も含めて事業管理者が管理するものとしていく所存でございます。ただ、不動産登記については、事業管理者の登記にはできませんので、あくまでも宜野湾市所有という形でありますので、所有権の保存登記はしないまま、管理区分を移管するという事で、有償所管替えという手続をします。財政の勘定科目上は有償所管替えという費目がございませんので、土地の購入とさせていただいております。今後は、土地建物を全て水道事業管理者のほうで管理してまいります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、この呼び方も宜野湾市第2庁舎ということで今までどおりということで理解していいわけですね。

（「委員長、ちょっと休憩お願いします」という者あり）

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時27分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時33分）

---

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。上里委員。

○上里広幸 委員 ちょっと確認なのですが、第2庁舎の件でお伺いしますが、この完成イメージというのを拝見させてもらっているのですが、この下駄ばきの部分が今現在の駐車場部分になっているということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

- 上里広幸 委員 今現在庁舎内にある建物を撤去して、そこに移動する。
- 宮城克 委員長 上下水道局次長。
- 上下水道局次長 現在の建物は一切撤去しません。中のほうを改修、ITに対応するものとか設備の不具合を全部直して、箱物はそのまま使用させていただきます。
- 宮城克 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 ちょっと関連するのであれなのですが、これ完成後は今までどおり教育委員会さんも一緒に使用していくということによろしいですか。
- 宮城克 委員長 上下水道局次長。
- 上下水道局次長 一緒に使用させていただくつもりでございます。
- 宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。
- では、審査中の議案第14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」という者あり)
- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

## 【議題】

### 議案第15号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計予算

#### ～質疑・答弁～

- 宮城克 委員長 次に、議案第15号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計予算を議題といたします。
- 本件に対する質疑を許します。
- では、準備ができたなら説明のほうお願いします。
- (執行部説明省略)
- 宮城克 委員長 ありがとうございました。
- では、早速ですが、委員の皆さん、質疑あれば挙手でよろしくお願ひします。宮城司委員。
- 宮城司 委員 この令和2年度の下水道事業の予算資料の中で、2番の伊佐汚水枝線工事という、課長が以前説明した、これそのときは、今これ県の公共投資交付金、県補助事業となっているのですけれども、当時、あのときは何か単費でもという、あの事業とは違うのですか、何か単費でやるみたいな話があったのですけれども。
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。



○下水道施設課長 あの当時は、ここについては電線共同溝が入る予定だった。そのときに、国のほうから3月末からは工事に入るので、下水道もすぐに着手してほしいという要望があって、通常であれば、補助金は交付決定通知を頂いてから初めて工事が着手できるものですから、それが待てない状態であった。緊急という判断をして単費を投入していこうかなという計画で進めてまいりました。

ところが、国の電線共同溝工事が発注予定でありましたが、入札不調で流れたことによって、時間的な余裕ができたものですから、できれば補助金を適用して、市の費用を軽減に持っていこうと、今回補助金を適用して整備することになっております。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、よかったということですね。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 市のほうはよかったということです。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 A3のほうのちょっと、⑤の汚水枝線工事ですか、新設156メートル、これは市道宜野湾11号の場所なのですか。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 これは⑤ですね。これは、市道宜野湾11号に布設する工事になっております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 というのは、向こうはもっと長い距離でやると思います。今回はこの部分だけ圧送管を新設するという形でよろしいですか。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 下水道については、どうしても下流側から整備するということありますので、今⑤のほうの下流側はもう整備済みでございます。そのの上流側を整備する。残りの部分については、沿線沿いの宅地利用を見ながら、随時整備していこうと、新年度についてはこの⑤の部分を整備していきたいなと思っております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 参考までに教えてもらいたいのですが、先ほどの上水道について、給水栓数は若干増加している。ところが、年間総配水量は減少、これ何年か減少傾向が続いておりますけれども、一方で、下水道事業の予算の中では、排水戸数は同じく微増ということですが、年間総排水量については、上水道は減っているけれども、下水道は増えています。それは、布設戸数が増えたというようなことなのか、あるいはほかの理由があるのか、そ

の辺ちょっとお答えください。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 おっしゃるとおり、接続件数が増えた。浄化槽使用者からの下水道接続の方々が増えたことによるものでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 さっきの上水道との兼ね合いですけれども、163、給水栓数が増えたわけです。だけれども、使用量は減っているではないですか。同じように下水、イコールではないのは大体想像はできますけれども、下水道については増えていることありますが、排水量はやっぱりそれ以上に増えているような感じするのですが、それをどう捉えるべきなのか、理由はちゃんと分かっているはずなので、もう一度御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、下水道の排水量については、基本となるのが水道の使用でございます。水道の使用量につきましては、1人当たり1日約1.5リットルが計算上下がっている、使用しなくなっています。これは、我々として大変申し訳ないところでございますが、皆様方の水道への不信感なのか、使用量が減っているところでございます。それによりまして、水道はもう1人当たりの減、ただ下水道はそのまま流しますところに、1.5リットルは減ではございますが、そのままある接続確認件数が増えています。トータルしますと、差し引きで排水は増えている状況にございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 午前中に、いわゆる有機フッ素化合物の請願がありました。その中で、今おっしゃるところのそういったことが何年か前から叫ばれていて、要は安易にというか、気楽に安心して使用ができない、特に飲み水については、ミルクをこれで沸かせないとか、飲めないとかというようなことがあったのです。この主張のもしかしたらその裏づけということで考えていいのかなと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 私どもとしましては、安全で安心できる水として供給しておりますので、御指摘に関しては適正に使うことは問題ないと考えております。

ただ、個人のニーズのものでありますので、それに対しての不信感やら味が悪いとか、そういったものについては、もう我々として止めることはできませんので、それについても個人個人の使用に関することですので、コメントは差し控えさせていただきます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 下水道使用料収益の1番、営業収益の中に3つ、下水道使用料、雨水処理負担金、その他営業収益とあるのですが、2番の雨水処理負担金、これは前年度と今年度、前年度1,500万円、今年度1億2,100万円と、比較なのですが10倍近く増えているのですけれども、その要因と、その出し方というのはどのようにするのか説明お願いしていいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 収益的収入、1款1項2目雨水処理負担金の件でございますが、当年度までは、現年度ですね。今年度の予算までは、4条の資本的支出に充当する雨水管渠築造に係る負担金として、直接4条で、工事費に充当するものとして、4条で負担金として収入しておりました。これが、この比較表を御覧いただきますと、資本的収入の1款2項3目他会計補助金の部分に当たります。8,488万7,000円、ここに令和2年度は計上されました。ここについて、4条でそのまま計上していたものが維持管理費もトータルして、一旦3条で受け入れることに経理上変更しております。3条、収益的収入のほうに繰り入れし、そしてその中で利益譲与、すなわち収支精算で利益が生じた部分については、内部留保資金として計上し、4条で不足する資本的支出の額に充てる手続を踏みます。4条、資本的工事、設備投資をする、投資する工事費の裏負担を直接4条に組み入れた作業を、3条、収益的収入のほうに一旦入れて、そこで生まれた利益として、4条、資本的支出の負担額として計上していくのが適正だという会計法の御指摘を受けまして、変更しているところでございます。

○宮城司 委員 この収入は、今年度は、収益は増えているわけですね。雨水処理負担金が増えている。1の2の3の他会計が減っているのです。そっちを説明してもらっていいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 資本的収入の部分で、雨水管渠築造費、これ2億4,700万円、費用が使えます。前年度は、そのまま使う部分の裏負担分、単費負担分を他会計補助金として収入しております。4条で収入に入れていました。4条で収入に入れていましたけれども、会計上、ここに直接するものではなく、一旦3条、維持管理を含めた3条で受け入れることになります。資本的収支で言いますと、本年度の部分の資金過不足3億8,400万円不足することになります。この資本的収支だけではですね。それを収益的収支のところでは経常収支の収益を2億5,800万円利益が出ます。その利益を補填財源として充ててまいります。それでも足りない部分については、平成30年度に発生した利益譲与、減債積立金に積み立てております1億8,000万円ですから、1億円をプラスして補うことになります。

- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 このA3の資料の建設改良工事一覧の6番、伊佐浜污水幹線移設工事、アクセス道路の部分で、合意書の途上というようなことであつたのですけれども、これ資本的支出の31ページ、1款1項1目工事請負費の中の補助事業と書いている、これだと思ふのですけれども、これ補助事業として補助を受け入れている場所はどこになっていますか。
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。
- 下水道施設課長 図面にも描いてありますとおり、右側の下のほうに黒線の説明書きで、他会計負担金事業とあります。これについては、喜友名23号の道路整備事業で補助金を頂きます。喜友名23号については、土木課のほうで整備していきますので、向こうのほうで防衛補助を頂いて、そこから依頼事業みたいになります、土木から依頼を受けて負担金を頂いて整備するということになっております。
- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 では、土木のほうから負担金を受け入れて、その受けるところはどこの項目になりますか。
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。
- 下水道施設課長 これについては30ページ、資本的収入の1款3項1目他会計負担金、この中に含まれています。
- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 では、この31ページの工事請負費の中で1億9,548万3,000円、これ4つの事業の総計だと思ふのですけれども、では30ページの7,669万4,000円がこの伊佐浜の工事だとすると、残りの3事業で、それを差し引いた額であると思ふのですけれども、補助事業と単独事業で幾らずつなのかと、この明細の中にはこの4つの事業は幾らかかるというのは分からないのですけれども、伊佐浜のほうでは7,600万円の受入れをしているので、その部分がその工事に当たるのか、この上の補助事業、2つの事業と単独事業の2つの事業の内訳は、幾らずつなのかわきたい。
- 宮城克 委員長 上下水道局次長。
- 上下水道局次長 まず1つ目に、7,669万4,000円が全て伊佐浜の部分に係るものではございません。伊佐浜はこの中の令和2年度の工事分としまして2,280万円、業務委託、現場技術業務費用としまして380万円、約2,600万円程度が伊佐浜に係る部分でございます。残りは、他の単独事業に係る部分でございます。
- あと、単費と補助金の内訳につきましては……
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 工事の補助事業と単独事業の内訳なのですが、補助事業といたしましては、ちょっと待ってください。失礼しました。補助事業といたしましては1億9,059万1,000円、単独事業といたしましては889万2,000円になっております。この1億9,059万1,000円の中に、先ほど言った汚水の工事5件と伊佐浜の汚水施設、この1件、トータル6件になっています。

(又吉亮 委員 「済みません。もう一度お願いします。単独事業費。」と呼ぶ。)

○下水道施設課長 単独事業につきましては889万2,000円になっております。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 今の工事内容につきましては、汚水の話です。雨水はまた別個であります。

ちなみに、雨水のほうでございしますが、雨水の補助事業工事といたしましては1億1,010万9,000円、単独事業としましては1,158万8,000円になっております。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと前年度と違うところがありまして、教えていただきたいです。資本的収入、30ページ、資本的収入、1款2項3目が本年度抜けている理由を教えていただきたいのです。30ページです。資本的収入の1款2項3目が抜けた理由、ちょっと教えていただきたい。他会計補助金です。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 他会計補助金がございませんので、区分を消しております。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは、費目存置とかで残すとかではなくて、もうそのまま消しているのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほど申しましたとおり、ここの4条の受入れの他会計補助金については、全て3条で、収益的収入のほうで受け入れるため、発生しませんので、費目存置もしておりません。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。

もう一点よろしいですか。この資本的支出のこの固定資産購入費というのも予定がないので、費目存置も出ていないということでもよろしいですか。32ページです。有形固定資産購入費が計上されていないのですけれども。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和2年度については用地取得がございませんので、費用科目から外れています。発生した場合には、改めて枠をつくり、勘定科目を掲載してまいります。

- 宮城克 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 この書き方としては、この費目存置で残さずに、購入する際にまた増設するというやり方、今までもそういったやり方ですか。
- 宮城克 委員長 上下水道局次長。
- 上下水道局次長 全てはそうではございませんが、ある程度発生が予想されるものについては、費目存置しながら、その手続を踏まないですぐ対応できるようにしてありますが、明らかに今年はないよという部分については、明記しないことにしております。
- 宮城克 委員長 米須清正委員。
- 米須清正 委員 ③の長田汚水枝線工事、これは場所はどの辺か、ちょっと説明のほうをお願いできますか。
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。
- 下水道施設課長 こちらにつきましては、長田のハンタ道のところでございます。そこについては、道路敷になっておりまして、いまだに下水道管が布設されていないところがございますが、これにつきましては御存じのようにハンタ道の道路部分がやはり弱いところがありまして、そこに布設するのは厳しいということになりましたけれども、地域の地権者の方からの協力を得られて、一部提供していただくことの承諾を頂けましたので、そこについては承諾頂いたので、新年度、下水道整備をしていきたいなと思っております。
- 宮城克 委員長 米須清正委員。
- 米須清正 委員 では、崩れたところの場所ですよね。長さはどの辺まで行かれるのか。
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。
- 下水道施設課長 長さにつきましては210メートル、その一部が逆勾配になっておりますので、マンホールポンプを設置して、また逆のほうに延ばす延長が104メートルになっています。トータルで約315メートル、一部は重なっている2重管になっている箇所、圧送管がありますので2重管になっております。道路延長としては約210メートルです。以上です。
- 宮城克 委員長 米須清正委員。
- 米須清正 委員 では、畑のところを削って道路はできているのです。あれ多分舗装するはずですけども、もしこれ今回でこの予算が通れば、舗装しないでそのまま削ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。
- 宮城克 委員長 下水道施設課長。
- 下水道施設課長 現計画の中では、さっき言った地権者からの提供がありまして、そこに入れる計画です。今土木課と調整中でありまして、土木が改修するのであれば、また修正をかけながら、道路敷内に入れるように検

討していきたいと思います。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後 3 時 0 1 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 3 時 1 2 分）

---

○宮城克 委員長 進めましょう。

では、審査中の議案第15号について、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後 3 時 1 3 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 3 時 2 3 分）

---

## 【議題】

議案第 2 2 号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第22号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

では、説明のほうよろしくお願ひいたします。

（執行部説明省略）

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆さん、早速ですが、今の説明で何か分からないこと、質疑あれば挙手にてよろしくお願ひします。

ありませんでしょうか。分かりやすい説明ではありました。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 時代の流れかなというふうに率直に思うのですが、具体的に何がどう変わるのかというのが、この表記上はこういうふうになりますということですが、何が便利になって、何かに利益はあるのかというのは、実際の現場の中ではどのように考えているか、ちょっとお尋ねします。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令というのがござい

まして、それが平成31年4月17日に公布されております。11月5日から施行という形になっているのですが、その中に、今までは氏、名だけだったのですが、旧氏というのは、女性活躍推進時代というのを、政府のほうガバメント計画の中に打ち出しまして、その中でやはり結婚してもそのまま旧氏でとか、場合によっては、今までも旧氏を使ってやっている方もいらっしゃいます。そういう方々が活躍できるようにするために、法律の中で施行していかうということがございます。ですから、住民票の中にも本人から申請があれば、旧氏というのが記載されます。マイナンバーにおいても同じように、氏名の後ろに旧氏というのがきちんと併用してうたわれるようになりましたので、それに伴って、では名前だけでいいのかといったときに、旧氏といったときに、ではこの方が名前、印鑑がきちんと登録されていなければ、また例えば銀行であったりとか税務署とか、そういったところに登録するとき若干違うのではないかというのはございます。ですから、それができるようにするために、今回住民基本台帳法施行令が改正されたことを受けて、国でいう印鑑登録証明事務処理要領改正というのがございまして、それに伴って各市町村でも印鑑条例を改正することになっておりますので、それに合わせて宜野湾市は印鑑条例を改正するというところでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よく分かりました。この施行日なのですが、4月ではなくて10月に、約半年間ぐらい期間があるわけですけれども、その間に何か作業があつてというようなことなのかなと思いますけれども、それについては御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 今回、附則に令和2年10月1日から施行するというふうにございますが、それはまずシステムの改修がございまして、住民基本台帳でいうシステムの部分とコンビニシステムの改修がございまして、令和2年度予算に計上しておるものですから、計上して予算が通った段階で、4月以降にしか、まずそのシステムの改修ができないということがございます。そこから契約をしまして、ほぼ3か月から4か月、業者のほうからこのシステムの改修がございまして、10月1日というふうにさせていただいております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よく分かりました。要はシステム改修云々というのはお金がかかるところで、コンビニあたりでもそれなりの多分費用がかかるのかなと思います。それについての措置というか、そこら辺、直接関係ないかもしれませんが、その辺のところの情報ありますか。どこで持つのだと。

○宮城克 委員長 市民課長。



- 市民課長 これは、令和2年度予算に、市民課の予算の中に計上されておりまして、印鑑証明旧氏併記住基システム改修費用で22万2,750円、コンビニシステム改修で46万2,000円というふうに計上させていただいております。
- 宮城克 委員長 ほかにございますでしょうか。上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 確認なのですけれども、この磁気テープと磁気ディスクという違いは何ですか、説明をお願いします。
- 宮城克 委員長 市民課長。
- 市民課長 通常今までテープ、昔はテープを使っていました。  
(上里広幸 委員 「カセットテープのテープで理解していいのか。」と呼ぶ。)
- 市民課長 そういう意味で、そこでいう磁気のテープがございまして、それが今はもう既に全国的にディスクに改められておりまして、宜野湾市においても既にディスクに変わっているのです。ところが、印鑑登録証明事務処理要領の中では、国の定めていたのはテープというふうにありましたので、これは宜野湾市の実情に合わせて、きちんとディスクにしていけないということがございまして、テープからディスクにすることは容量も増えますので、安定した保存ができるということでございます。
- 宮城克 委員長 上里広幸委員。
- 上里広幸 委員 これはハードディスクと差は何があるのですか。
- 宮城克 委員長 市民課長。
- 市民課長 一緒という考えです。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 ちょっと確認させてください。氏が変わって、今までは変わったらこの印鑑証明を変えないといけなかった。これからは、そのまま使えるということになるのか。それとも両方明記しなさいということなのか。
- 宮城克 委員長 市民課長。
- 市民課長 今までは、旧氏というのは住民基本台帳には登録できなかったのです。ところが、令和元年11月5日からは、本人が旧氏を申請すれば登録できます。あくまでこれ申請式です。皆さんが全てやるわけではなくて、今まで使っていた、例えば有名な方がいて、自分は今まで講演会をしていたとか、この名前を使っているけれども、結婚したら名前変わると、ではこの方誰なのというのが分からないので、この名前を使う方がいらっしゃるのです。そういったときに、本人が申請をして初めて、11月5日以降は登録ができますよというのが今回の改修、住民基本台帳システムの改修なのです。これを受けて、宜野湾市としては、まだ住民基本台帳とマイナンバーカードは旧氏が併記できたのですが、印鑑はできなかったということで、今回印鑑を登録ができるようにしましょうというのが今回の改修です。

- 宮城克 委員長 市民経済部次長。
- 市民経済部次長 ちょっと少し補足で、住民票はそんな感じですが、印鑑登録は、登録できる印鑑はもう旧氏か新氏かどちらか一つということになります。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 ということは、夫婦別姓というのもオーケーということになってくるのですか。
- 宮城克 委員長 市民課長。
- 市民課長 そうではないです。あくまで、例えば宮城さんと野村さんが結婚します。女性が宮城で野村になりましたら、名前は野村なのです。ところが、その後ろに、例えば宮城というのも一緒になって併記できますよということなのです。あくまで別姓ではありません。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 もう一点だけ、2条の中で、本市の住民基本台帳に記載されているというところが、本市が備える住民基本台帳に変わるという字句の改めなのですけれども、これ僕、何が違うかちょっとよくあれなのですが、これを変えることによって、あとどこに何か意味出てくるというところの説明してもらっていいですか。
- 宮城克 委員長 市民課長。
- 市民課長 すみません。これは、国が定めている事務処理要領をこのように改正しなさいというのがございまして、今回それに基づいた形での改正になっているものですから。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 後で、何かこのためにしているとかということではないわけですね。
- 宮城克 委員長 市民課長。
- 市民課長 そうではないです。
- 宮城克 委員長 よろしいですか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後3時47分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後3時47分）

---

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第22号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後 3 時 4 8 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 3 時 4 8 分）

---

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は 3 月 6 日午前 10 時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時刻 午後 3 時 4 9 分）

# 經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和2年3月6日（金） 3日目

午前10時01分 開議  
午前10時47分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸
委員	伊佐 哲雄

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（2名）

建設部参事 兼建築課長	嶺井 辰也
----------------	-------

建築課 市営住宅係長	照屋 盛充
---------------	-------

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (2) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (3) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (4) 議案第22号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第3号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第6号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- (7) 議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (8) 議案第10号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (9) 議案第13号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (10) 議案第14号 令和2年度宜野湾市水道事業会計予算
- (11) 議案第15号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (12) 議案第26号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(3工区)請負契約について
- (13) 議案第27号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)請負契約について
- (14) 議案第28号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(2工区)請負契約について
- (15) 議案第29号 市道の認定について
- (16) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (17) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (18) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (19) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

## 第425回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年3月6日（金）第3日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

### 【議題】

#### 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

本陳情の趣旨としては公営住宅条例を改正し、公営住宅の入居に際して保証人を不要とすること、また緊急連絡先については、確保できない場合に入居後の生活支援に関わる団体を緊急連絡先に代替させることとなっております。これについて、当市の市営住宅における現状などについては、まず当局に説明をいただき、その後に質疑としたいと思います。

では、説明をお願いします。

○建設部 参事 まず、お手元のほうに今日宜野湾市市営住宅連帯保証人取扱要綱というのをお配りしております。宜野湾市の市営住宅の連帯保証人の今現状としましては、連帯保証人は今現在2人必要としております。3条のほうに資格要件として書かれております。連帯保証人については2人で、国内に住んでいる方、それと独立の生計を営んでいる方、それと3で、65万円以上の収入がある方ということでやっております。

連帯保証人には資格要件を満たしていないという方で、4条のほうで、未成年または生活保護者等々を記入されております。

この取扱要綱については、平成30年3月15日に改正をしております。平成28年度に県議会で連帯保証人の基準が厳しいということもありまして、平成30年にこのもともと厳しかったものについて改正をして、大分ゆるゆるというか、こういうような内容にしております。その際の、当時の軽減の内容としましては、まず年齢制限60歳未満というのがあったのですけれども、それを撤廃しているということと、居住地について、県内ということだったもの

を国内という形にしております。公営住宅に住んでいない方は駄目ですよというのも、これも撤廃しております。総収入がおおむね約200万円程度だったと思うのですけれども、それが65万円という形になっております。

今回、陳情の中で、連帯保証人についてなくすという形で陳情上がっているのですけれども、市の取扱要綱の中で、裏面のほうで、第7条について、連帯保証人の免除という規定もございます。この免除する内容としましては、まず被災者、被災市街地復興支援特別措置法等に指定された被災者、それとDVの被害者、それとその他としまして、市長が特別な事情と認める方々については、連帯保証人については免除することができますということで、この陳情については、全ての方々の連帯保証人をなくせというような内容になっておりますけれども、免除の規定もございますので、市としては今の連帯保証人、これが2人というところはちょっとどうかとは思いますが、保証人の制度につきましては、そのまま継続していきたいなというふうに考えております。以上です。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、今の説明に対して質疑、何か意見がありましたら、挙手にてお願いします。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この陳情の要望では、保証人を不要とすることとあるのですけれども、もしこの保証人をなくした場合に考えられることってどんなことが主にありますか。

○建設部参事 保証人をなくすということになると、通常の民間の住宅でも保証人等要るものについては立てていると思えますけれども、市営住宅についても保証人を立てている、保証人の制度をなくすとなると、滞納等が増えないかというところが危惧するところでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 あと、もう一点、2番目の緊急連絡先が確保できない場合に、生活支援に関わる団体とありますが、市当局のほうでは、生活支援に関わる団体というところはどういうところを考えているというか、連想していますか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 この陳情の3ページのほうの下の方に、緊急連絡先となってくれる方がいない場合ということで、社会福祉協議会とか地域包括支援センター、介護サービス事業所、そういったものがあるのですけれども、これらについて、昨日、福祉推進部のほうに問い合わせしたところ、そういったところが今そういった緊急連絡先にはなることがないというふうなことで、そこについては建設部として、こういったところが緊急連絡先

になっていただければありがたいなとは思いますが、今のところこういった事業所が、この陳情の中ではそういったところが代替としてなるのではないかという話がありますけれども、本当にそうなのかというところは、その福祉のところの了解頂いていないので、ちょっと未定というふうな形になります。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 さっきも真喜志委員からもありましたが、保証人を不要とした場合に、滞納が増えるということの答弁ありましたが、宜野湾市の場合ほどのくらいの滞納が今あるのか、その状況だけ教えてください。

○宮城克 委員長 市営住宅係長。

○市営住宅係長 今の御質疑にお答えします。過年度分の滞納分なのですが、こちらの把握しているのが令和2年2月28日現在なのですが、ここを含めて現在の滞納額としては962万8,650円、滞納者数としては延べ30人になっております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今金額聞いたら、大分大きい金額と、30名もいるということで、今保証人を不要とした場合は、もっと増えるというような可能性があると思いますが、この保証人が不要ということと、あと3条の連帯保証人が2人ということがあります。これが1人になった場合、その辺どういうふうに変わるか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、うちのほうの条例の中で2人という形になってはいますが、全国的には大体64%が1人という連帯保証人、2人というのが36%というデータもございますので、1人でも問題はないのかなというところで、今後見直すということも視野に入れながらというところはあります。

しかし、免除という規定もございますので、2人立てられないというときに、ではこの申請書等を出して、理由を聞いて、1人ということをごちらのほうで了解すれば、1人でもいいのかなということで、今現在でも、そういった運用はできるのかなというふうには考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほどの滞納者が30人で、滞納額が962万円というふうに伺ったのですが、これ以前に、連帯保証人が代わりに立て替えて払っている金額というのはここには含まれていないのですよね。その連帯保証人が払っているのは大体どのくらいですか。

○宮城克 委員長 市営住宅係長。

○市営住宅係長 今の御質疑ですけれども、先ほど申し上げた金額約962万円の



中に、過去に連帯保証人が肩代わりした方は実際に1人いらっしゃいます。ただ、これはもう全て滞納額は完納していますので、この962万円の中には金額は入っておりません。

- 宮城克 委員長 真喜志晃一委員。
- 真喜志晃一 委員 その金額はどのぐらいの金額を立て替えたのですか。
- 宮城克 委員長 市営住宅係長。
- 建設課市営住宅係長 今、正確な数字はちょっと覚えていないのですがけれども、総額約20万円から30万円の間というのは記憶しています。
- 宮城克 委員長 真喜志晃一委員。
- 真喜志晃一 委員 それ資料で頂いてもいいですか。
- 宮城克 委員長 市営住宅係長。
- 市営住宅係長 後ほどこの滞納額と……
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 現時点での流れ、分かるやつ、滞納、今の……
- 宮城克 委員長 真喜志晃一委員。
- 真喜志晃一 委員 そうです。今現在の滞納者数と滞納の金額と、以前に連帯保証人が払った人数と払った額。
- 宮城克 委員長 お願いします。宮城司委員。
- 宮城司 委員 今の資料要求なのですがけれども、これ令和2年が962万円で30人ということですよ。過去5年間のこの推移、年間どれぐらい滞納で、30名ということなのだけでも、何世帯のうち何世帯というところとか、あと市営住宅の家賃の推移、あの当時は、5年で元に戻すという話がありましたよね。今は、急に上げることはできないから、本当の値段に戻すという、その状況はどうなっているのか伺いたい。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 今、委員おっしゃる内容については、伊原市営住宅のA、B、C棟を建てた際に、この入居者が急に家賃が今度上がるということに関して、少しこの緩和措置という形で何年かの猶予期間があるよということもあったのですが、それについてはもう猶予期間終わっております。
- (宮城司 委員 「戻っているのですか。」と呼ぶ。)
- 建設部参事 戻っているということではなくて、家賃算定の部分で、このぐらいの拡幅になるよというところを、一気にこの価格にするのではなくて、伊佐から移ってくるはずなので、伊佐から移ってこられた方が相当安い金額で入っていたものを一気にこの額ではなくて、5年間をかけて通常の家賃算定の額に持っていったというそういった経緯になります。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。

- 宮城司 委員 では、これはもう5年たっているということですか。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 たっています。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 適正な金額にということですよ。元に戻ったのではなくて…
- …
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 今現在の法的に適正な家賃算定の額にしておりますということです。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 資料の中に、今言った、平均家賃というの、はどれぐらいなのかというのも添えてもらっていいですか。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 今、所得に対して家賃が上がってくるものですから、例えば毎年幾ら歳入があるということで、全体の中でこの世帯数で割ることで平均は出るのですけれども……
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- (宮城司 委員 「それで出してもらっていいですか。」と呼ぶ。)
- 建設部参事 これ、所得割とかいろいろありますよね、保護だったり、みんなばらばらですよ。これは、ちょっと資料として難しいというか、これをどう分析するのかというところもよく分からないのですけれども。
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- 宮城司 委員 いわゆる市場とのこの差というのがどんなになっているのかというところ。そこで、保証人が必要ないというところの、本当に保証人必要なくした場合に、今滞納とかというのもどんなになってくるのかというところで、ちょっと見てみたいなと思ったのだけれども。
- では、所得別には出せるということ。これは公表されていることだから。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 家賃の算定基準というか、どういう方法で家賃が算定されるということはお示しすることはできるのですけれども……
- 宮城克 委員長 宮城司委員。
- (宮城司 委員 「では、それが何世帯というのは出せますか。」と呼ぶ。)
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 入居者が300世帯以上いるものですから、それを今委員おっしゃっている、幾らの方が何名いるということをやちょっと仕分けするのについては、大分時間がかかるのかなとは思いますが。どういう人が入っているのかと

いうことを、またそれを細かく仕分けするというのも、どういう資料をつくれればいいのかというのがちょっと難しいところではあります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、滞納者の家賃帯というのは出せますか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 それは大丈夫です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、それをお願いします。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 保証人を確保できないことで公営住宅に入居できなかった人、幾つかの部分が把握できていないというふうにこれは書かれているのですけれども、陳情書の中にですね。宜野湾市のほうでは保証人を確保できずに入居できなかった人という、実際に事例があったのか。そして、それを何件というふうに把握されているのか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、要綱が平成30年3月に改正されているのですけれども、この改正の以前については、約5年間で見ると、2件ほどございました。要綱を改正した後の部分についても、また同じく2件あったのですけれども、その内容につきましては、免除規定等も説明をして、いろいろやったのだけれども、相手がこの書類等を出す時期が、この空き家待ちという言葉は期限が決められておるのです。この期限を越えてしまったということで、資格が消滅したというのがありました。要綱の前に約2名、要綱後には2件という形になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほどの家賃の算定方法の何か式があるのですか、それも資料でもらってもいいですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 資料提供いたします。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと確認したいのがあるのですけれども、この宜野湾市営住宅連帯保証人取扱要綱が平成30年4月1日から改正されているのですけれども、これは保証人の確保困難な方が入居を希望される場合の対応とかいうことを理由に改正されたのですか。この改正理由をちょっと聞いていいですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 ちょっと当時、私、その部署にいなかったので、詳しい内容は

わからないのですけれども、当時、これを改正したときの状況としましては、平成28年の県議会、3月議会において、公営住宅の収入規程等が200万円とか、沖縄県については低所得者が多い中で200万円とか、そういったところがあったというものもありましたし、そういったことが社会問題になっていたという時期があり、それを受けまして、市としても改正をしたというところは聞いております。

○宮城克 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この改正される前の資料等をお願いします。理由は、この所得目安として給与等収入が65万円という数字の部分、ちょっと比較したいので、どこが変更になったのか分かる資料があれば、それでもいいです。

改善して行って、今の形でさらに改善するという話になっているので、ちょっと以前のものを確認したいので、よろしくお願いします。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 その当時の説明資料がございますので、それを資料提供したいと思います。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今のあれですと、国土交通省の方針を受けて、この陳情書によると、岡山市とか西宮市があるのですけれども、県内の市のどういう状況なのかという資料も請求していいですか。ついでに。何ページ？

(「陳情のつづりの2枚目の後ろ」という者あり)

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 ちょっと補足なのですけれども、今、資料としてこの表がついていると思います。3番目ぐらいに宜野湾市がございますけれども、その他の条件として、同じ団地に入居していない方というところが書かれていますけれども、これについては間違った情報というか、この条件はないということですか。

(宮城司 委員 「宜野湾市の……」と呼ぶ。)

○建設部参事 同じ団地に入居していない方というふうに書かれています。これについては入居していてもできます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この資料はどこから出ているの。

○又吉亮 委員 陳情者が出しているとのことですか。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、これ県内の状況というのは、連帯保証人がほとんどのところは必要ということか理解していいのか。

- 宮城克 委員長 同程度以上の収入と、もしくは65万円以上。入居決定者と同程度以上でも一緒なのですよ。
- 宮城克 委員長 真喜志晃一委員。
- 真喜志晃一 委員 基本的に県内はほとんどが、連帯保証人が必要になっていますが、県外で保証人も要らなくしている自治体とかがあるかは分かりますか。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 県外までは調査しておりません。
- 宮城克 委員長 皆さん、場合によってはまた所管事務でやってもいいので。米須清正委員。
- 米須清正 委員 第7条の連帯保証人免除申請書について、免除になるということはどういうことですか。どのような方々。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 先ほども説明したと思うのですが、まず災害の被災者、DVの被害者、それと市長がこの理由に対して認めたという方、この3つの条件となっております。
- 米須清正副委員長 宮城克委員。
- 宮城克 委員 ちなみに、それ以外の要望というのは何か届いていますか。こういうのも免除してほしいみたいなのはありますか。
- 宮城克 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 免除に関しては、理由については多々ありますので、個別案件ごとに検討するというところもあるので、こういったものについてということであれば、今はそういったものはないのですけれども、免除してもらいたいという内容が出てくれば、そこは個々に対応したいなというふうに思います。
- 宮城克 委員長 ほかにございますか。又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 すみません。ちょっと陳情の中身とは関係ないかもしれませんが、この要綱の中で、少し意味を教えてくださいたい部分がありまして、第3条の3号、所得税の課税所得であることというこの一言の意味が分からないです。読めば読むほど分からないのですよ、この書類。所得税の課税所得であることという……

(「非課税」という者あり)

- 又吉亮 委員 そうしたら、者とかがつくのかなと。所得があることとか、所得者であること。だけれども、この文だけ読むと、もう全然分からないのです。全ての要件を満たす者の中の所得税の課税所得であること。人を指しているような感じがしないのです。

(「これは、がですね」という者あり)

○又吉亮 委員 所得税の課税所得があること、もしくは所得者であることではないかなと思って、人を指すならば。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、御指摘のとおり、所得税の課税があることということで意味は分かるのですが、であることということであれば、これが人間を指すのか何なのかというのは、ちょっと文面的に不明な部分がありますので、ここはもし……

(又吉亮 委員 「持ち帰りで……」と呼ぶ。)

○宮城克 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 進行の声出ましたので、そのまま進めていきましょう。

では、審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時36分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時37分)

---

## 【議題】

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時39分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時39分)

---

○宮城克 委員長 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情は、質疑の段階で継続審査としておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

**【議題】**

**陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情**

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時40分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時40分）

---

○宮城克 委員長 審査中の陳情第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時41分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時41分）

---

**【議題】**

**議案第22号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について**

○宮城克 委員長 まず、継続審査となっております議案第22号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第 3 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第 3 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）、そして議案第 6 号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）、以上 2 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本 2 件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 6 号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 10 時 43 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 10 時 43 分）

---

【議題】

議案第 9 号 令和 2 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第 10 号 令和 2 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算



議案第13号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第14号 令和2年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第15号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計予算

- 宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第14号 令和2年度宜野湾市水道事業会計予算、議案第15号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計予算、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**【議題】**

議案第26号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（3工区）請負契約について

議案第27号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（1工区）請負契約について

議案第28号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）請負契約について

- 宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第26号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（3工区）請負契約について、議案第27号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（1工区）請負契約について、議案第28号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）請負契約について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第27号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第28号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。
-

## 【議題】

### 議案第29号 市道の認定について

- 宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第29号 市道の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本件は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【議題】

### 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

- 宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

## 【議題】

### 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

### 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

### 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

- 宮城克 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上3件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時47分)

---

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時47分)